

六戸町立小・中学校 最適化基本計画

令和4年4月 青森県六戸町



これからの時代を生き抜く
子どもたちをはぐくむ
新しい学校づくりに向けて

はじめに	1
------	---

第1章 基本計画策定にあたって

1-1 基本計画策定の目的	2
1-2 関連する計画との整合	2
1-3 基本計画策定への取組	3

第2章 現在の学校の現状について

2-1 児童・生徒数の全体推移	4
2-2 小学校別の児童数の推移	5
2-3 中学校別の生徒数の推移	6
2-4 学級数の推移	7
2-5 児童・生徒数及び学級数の将来推計	8
2-6 小・中学校施設の現況と課題、学校廃止に係る考え方	9
2-7 通学範囲及びスクールバスの現状	19

第3章 小中一貫教育の取組について

3-1 六戸町の義務教育学校における教育	23
3-2 取組の推進	25
3-3 目指す子ども像	27
3-4 義務教育学校における具体的な教育活動（イメージ）	30

第4章 新たな学校建設について

4-1 施設整備の基本的な考え方	34
4-2 施設整備計画	40
4-3 新たな学校建設に係る所要室及び規模	48
4-4 新たな学校建設に係る補助金活用及び事業規模	54
4-5 学校建設予定地の選定内容及び配置計画	57
4-6 学校建設予定地の法的条件	67
4-7 スクールバス運行計画	72

第5章 基本計画の推進にあたって

5-1 新たな学校に付加する機能	73
5-2 地域利用及びコミュニティ・スクール	74
5-3 放課後児童クラブ	75
5-4 閉校後の学校施設活用	75
5-5 開校へ向けた実施計画	80
5-6 開校準備委員会（仮称）の設置	85

参考編

六戸町立小・中学校最適化基本計画策定委員会設置要綱	87
---------------------------	----

はじめに

AI やビッグデータなど先端技術が産業や社会に取り入れられる Society5.0 時代の到来や新型コロナウイルス感染症など先行き不透明で予測困難な時代にあつて、学校教育においては、学習指導要領を着実に実施しつつ、様々な社会の変化にも適応しながら、学びの質を向上させていくことが求められています。

このような中で、学校施設やそれに関係する諸条件といった学校環境に求められる役割も変化しつつあり、子どもたちの学習や生活の場として、安全性や快適性を確保するとともに、日常的に ICT を活用できる環境を整備するなど、技術革新等により創出された教育効果を高める新たな機能を積極的に導入するための環境を整えていくことも求められています。

さらに、地域と学校が目標を共有しながら、ともに教育活動を行う「社会に開かれた教育課程」を実現し、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを進めていくことが求められる中で、学校と地域との連携、協働を促す環境を整えていく必要もあります。

これからの学校には、新しい時代に求められる学校教育を実現するための学校環境の整備を着実に進めていくことが不可欠であり、子どもたちには、その中で、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造する力や変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための力を培ってもらいたいと考えています。

今後は、この基本計画に基づき、新しい時代に求められる学校教育の在り方を踏まえた学校環境の整備を計画的かつ総合的に推進してまいります。

そして、これまでも増して、教育に多くの方が参画していただき、皆様とともに「次代を担う人と文化を育む六戸」を实践してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年4月 六戸町長 吉田 豊

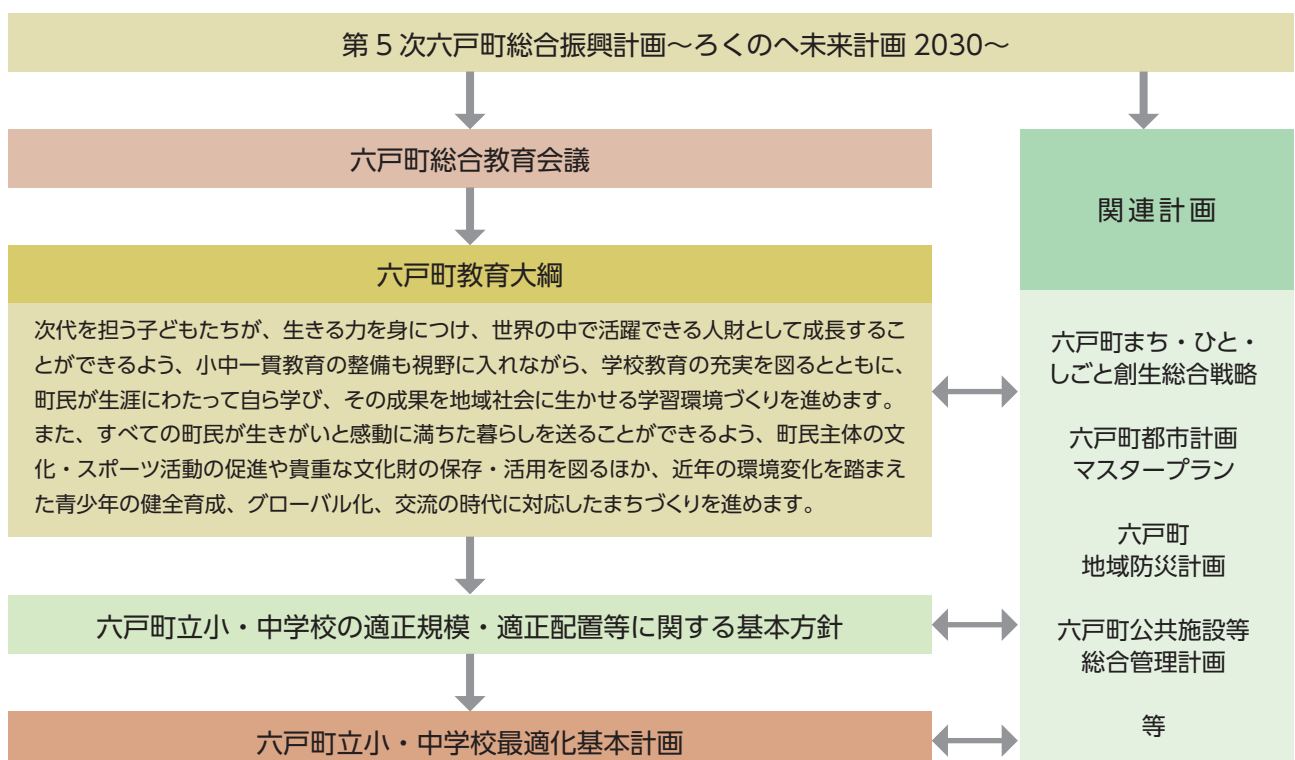
1-1 基本計画策定の目的

六戸町は、現在小学校3校、中学校2校を設置しています。教育委員会では、学校の設置に関し、令和2年9月に学識経験者、地域・保護者の代表者及び学校関係者による「六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、次代を担う子どもたちの学ぶ機会が平等となるとともにより良い学習環境となるよう、六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等の基本的な考え方及び具体的な方策について諮問し、検討委員会において、保護者、教職員、町民の方々を対象に実施したアンケート結果を考慮しながらご審議いただき、令和2年12月に答申を受けました。

この答申内容を踏まえ、教育委員会では、将来的な視点に立って、町立小・中学校の望ましい学級規模・学校規模、具体的な方策として望ましい学校配置、新たな学校教育の在り方についての基本的な考え方を示す『六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針』を策定しました。

この基本方針により、六戸町では令和3年度において、学識経験者、地域・保護者の代表者及び学校関係者からなる「六戸町立小・中学校最適化基本計画策定委員会」を設置し、より良い学校となるよう意見を聴取し、『六戸町立小・中学校最適化基本計画』を策定しました。

1-2 関連する計画との整合



1-3 基本計画策定への取組

第5次六戸町総合振興計画の計画期間 令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

六戸町教育大綱の計画期間 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

六戸町立小・中学校の今後の教育の在り方に係る保護者説明会

令和3年4月23日（金）	午後1時30分～	開知小学校参観日
令和3年4月23日（金）	午後1時30分～	大曲小学校参観日
令和3年4月23日（金）	午後1時30分～	六戸中学校参観日
令和3年4月26日（月）	午後1時30分～	七百中学校参観日・学校運営協議会
令和3年4月27日（火）	午後6時30分～	大曲小学校学校運営協議会
令和3年4月28日（水）	午後1時15分～	六戸小学校参観日・学校運営協議会
令和3年5月10日（月）	午後2時00分～	六戸中学校学校運営協議会
令和3年5月11日（火）	午後5時30分～	開知小学校学校運営協議会

六戸町立小・中学校の今後の教育の在り方に係る住民説明会

令和3年6月22日（火）	午後6時00分～	六戸小学校
令和3年6月23日（水）	午後6時00分～	開知小学校
令和3年6月24日（木）	午後6時00分～	大曲小学校
令和3年6月30日（水）	午後6時00分～	文化ホール

六戸町立小・中学校の今後の教育の在り方に係る保育園・幼稚園説明会

令和3年6月14日（月）	午後4時30分～	こども園えがお
令和3年6月14日（月）	午後6時00分～	こども園えがお
令和3年6月16日（水）	午後3時30分～	小松ヶ丘幼稚園

第1回六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会

令和3年7月28日（水） 午後6時00分～ 文化ホール

第2回六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会

令和3年11月22日（月） 午後6時00分～ 文化ホール

第3回六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会

令和4年1月28日（金） 午後6時00分～ 文化ホール

第1回六戸町総合教育会議

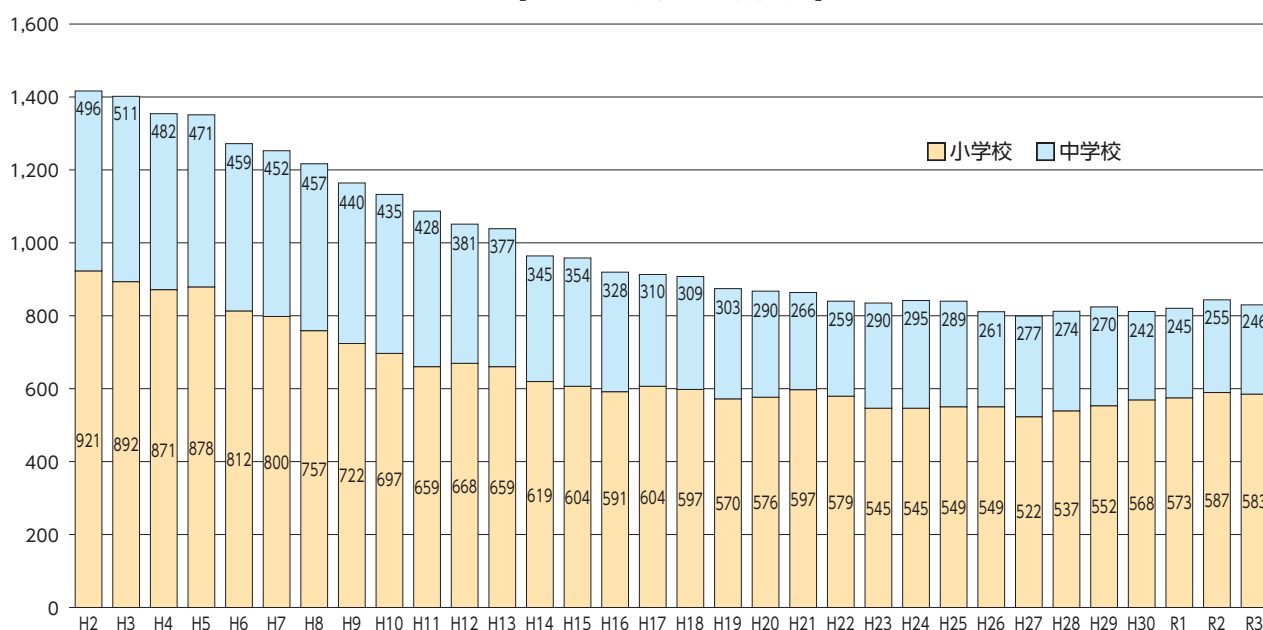
令和3年9月24日（金） 午前10時00分～ 文化ホール

2-1 児童・生徒数の全体推移

六戸町の児童・生徒数は、平成2（1990）年度の小学校児童数921人、中学校生徒数496人から徐々に減少を続け、令和3（2021）年度の小学校児童数は583人、中学校生徒数は246人です。この両年度を比較すると小学校児童数は36.7%、中学校生徒数は50.4%減少しています。

また、児童・生徒数の減少に伴い、学校数は平成2年度で小学校が7校、中学校が2校ありましたが、現在は小学校3校、中学校2校と減少し、同時に小規模化が進んでいる傾向にあります。

【児童・生徒数の全体推移】



【令和3年度児童・生徒数】

学校名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
六戸小学校	22	33	30	28	37	40	190
開知小学校	7	15	12	19	12	12	77
大曲小学校	51	50	54	57	51	53	316
小学校計	80	98	96	104	100	105	583
六戸中学校	25	31	45				101
七百中学校	48	57	40				145
中学校計	73	88	85				246
合計	153	186	181	104	100	105	829

2-2 小学校別の児童数の推移

【平成2（1990）年度～令和3（2021）年度】

年 度	小 学 校								
	六戸小学校	長谷小学校	柳町小学校	折茂小学校	開知小学校	七百小学校	昭陽小学校	大曲小学校	計
平成2年度	324	63	46	96		146	102	144	921
平成3年度	309	61	47	96		145	83	151	892
平成4年度	292	63	45	106		141	80	144	871
平成5年度	297	66	44	114		140	76	141	878
平成6年度	288	63	44	103		131	53	130	812
平成7年度	267	68	43	111		131	51	129	800
平成8年度	258	59	38	107		117	51	127	757
平成9年度	252	59	35	102	150			124	722
平成10年度	237	57	37	92	142			132	697
平成11年度	224	45	39	86	130			135	659
平成12年度	227	47	41	86	134			133	668
平成13年度	302			86	121			150	659
平成14年度	295			62	118			144	619
平成15年度	279			60	120			145	604
平成16年度	270			57	122			142	591
平成17年度	281			65	121			137	604
平成18年度	287			57	124			129	597
平成19年度	269			59	125			117	570
平成20年度	261			60	118			137	576
平成21年度	330				117			150	597
平成22年度	303				105			171	579
平成23年度	273				100			172	545
平成24年度	261				93			191	545
平成25年度	256				89			204	549
平成26年度	254				88			207	549
平成27年度	225				84			213	522
平成28年度	231				82			224	537
平成29年度	233				76			243	552
平成30年度	217				83			268	568
令和1年度	200				82			291	573
令和2年度	199				81			307	587
令和3年度	190				77			316	583

六戸小学校の児童数は、平成2（1990）年度の324人から令和3（2021）年度の190人と134人減少しており、増減率は△41.4%となります。平成13（2001）年度に長谷小学校と柳町小学校を、平成21（2009）年度には折茂小学校を統合し、その年度の児童数は増えましたが、その後は減少傾向にあります。

開知小学校は、平成9（1997）年度に七百小学校と昭陽小学校を統合し、150人の児童で開設しましたが、令和3（2021）年度では77人と73人減少しており、増減率は△48.7%と減少率は最も大きくなっています。

大曲小学校は、平成2（1990）年度では144人の児童数でしたが、令和3（2021）年度では316人と172人増加し、増減率は119.4%となっています。

2-3 中学校別の生徒数の推移

【平成2(1990)年度～令和3(2021)年度】

年 度	中 学 校		
	六戸中学校	七百中学校	計
平成2年度	292	204	496
平成3年度	293	218	511
平成4年度	274	208	482
平成5年度	263	208	471
平成6年度	255	204	459
平成7年度	251	201	452
平成8年度	261	196	457
平成9年度	264	176	440
平成10年度	264	171	435
平成11年度	262	166	428
平成12年度	238	143	381
平成13年度	236	141	377
平成14年度	213	132	345
平成15年度	219	135	354
平成16年度	199	129	328
平成17年度	182	128	310
平成18年度	186	123	309
平成19年度	178	125	303
平成20年度	175	115	290
平成21年度	151	115	266
平成22年度	150	109	259
平成23年度	162	128	290
平成24年度	170	125	295
平成25年度	161	128	289
平成26年度	135	126	261
平成27年度	144	133	277
平成28年度	132	142	274
平成29年度	133	137	270
平成30年度	108	134	242
令和1年度	120	125	245
令和2年度	114	141	255
令和3年度	101	145	246

六戸中学校の生徒数は、平成2(1990)年度292人から令和3(2021)年度101人と191人減少し、増減率は△65.4%となっています。

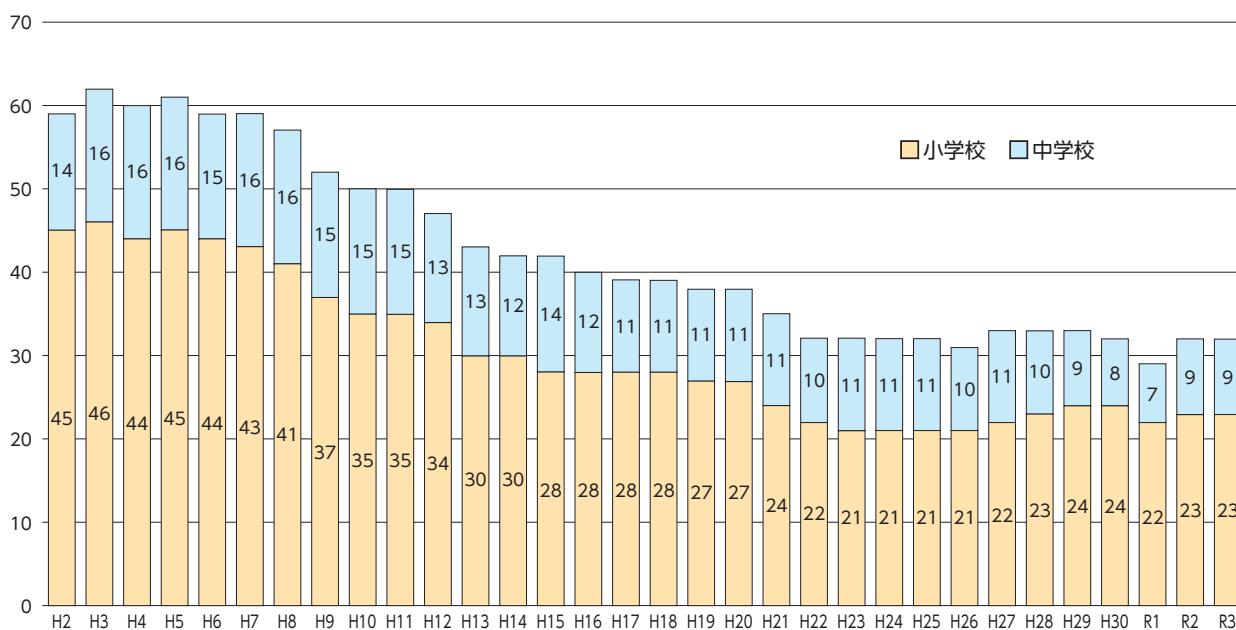
七百中学校は、平成2(1990)年度204人から令和3(2021)年度145人と59人減少し、増減率は△28.9%となっています。

また、中学校全体の生徒数は、平成2(1990)年度496人であったものが、令和3(2021)年度246人となり、約半数となっています。

2-4 学級数の推移

児童・生徒数の減少に伴い、小・中学校の普通学級数は減少しています。「学校教育法施行規則」では、学校の標準規模（普通学級数）は12学級から18学級以下とされていますが、この標準規模に該当する規模を有する学校は町内に1校のみです。

【普通学級数の推移】



【令和3年度普通学級数】

学校名	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
六戸小学校	1	1	1	1	1	1	6
開知小学校	1	1	1	1	1	1	6
大曲小学校	2	2	2	2	2	2	12
小学校計	4	4	4	4	4	4	24
六戸中学校	1	1	2				4
七百中学校	2	2	1				5
中学校計	3	3	3				9
合計	7	7	7	4	4	4	33

2-5 児童・生徒数及び学級数の将来推計

【 児童・生徒数 令和3 (2021) 年度～令和13 (2031) 年度 】

	小 学 校				中 学 校			合計
	六戸小学校	開知小学校	大曲小学校	計	六戸中学校	七百中学校	計	
令和3年度	191	77	316	584	103	145	248	832
令和4年度	180	77	333	590	99	170	269	859
令和5年度	178	77	337	592	104	176	280	872
令和6年度	184	66	338	588	107	204	311	899
令和7年度	179	69	332	580	96	205	301	881
令和8年度	174	62	331	567	91	207	298	865
令和9年度	173	60	323	556	84	189	273	829
令和10年度	166	55	293	514	84	205	289	803
令和11年度	151	50	277	478	87	207	294	772
令和12年度	135	49	258	442	100	215	315	757
令和13年度	129	41	248	418	95	196	291	709

児童・生徒数の将来推計は、令和 10 (2028) 年度までは出生数から卒業生数を除算し（転入・転出者数を含まず）、算出しています。また、令和 11 (2029) 年度から令和 13 (2031) 年度までは、令和 3 (2021) 年度から令和 10 (2028) 年度までの増減をもとに出生数から卒業生数を除算し算出しました。

上の表に示している町内3つの小学校の総児童数は、令和3(2021)年度において584人です。将来推計では、人口が増加している小松ヶ丘地域では一時増加しますが、六戸町全体として、令和 13 (2031) 年度には 418 人前後まで減少することが予測されます。

また、町内 2 つの中学校の総生徒数は、令和 3 (2021) 年度において 248 人です。将来推計では、小学校の児童数から令和 13 (2031) 年度には 291 人前後となり、増加することが予測されます。

【 学級数 令和3 (2021) 年度～令和13 (2031) 年度 】

	小 学 校				中 学 校			合計
	六戸小学校	開知小学校	大曲小学校	計	六戸中学校	七百中学校	計	
令和3年度	7	6	12	25	4	5	9	34
令和4年度	6	6	13	25	4	6	10	35
令和5年度	6	6	13	25	4	6	10	35
令和6年度	6	6	13	25	4	6	10	35
令和7年度	6	6	13	25	3	6	9	34
令和8年度	6	6	13	25	3	6	9	34
令和9年度	6	6	13	25	3	6	9	34
令和10年度	6	6	12	24	3	6	9	33
令和11年度	6	6	12	24	3	6	9	33
令和12年度	6	6	12	24	3	6	9	33
令和13年度	6	6	12	24	3	6	9	33

2-6 小・中学校施設の現況と課題、学校廃止に係る考え方

【六戸小学校】



令和3年度 児童数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	22	32	30	29	37	41	191

令和3年度 普通学級数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	1	1	1	1	1	1	6

所在地：六戸町大字犬落瀬字明土 63

建築年度：昭和 51 年度～52 年度、55 年度

校地面積：建物敷地 10,787m²、運動場 11,482m²

保有教室数：普通教室 6、特別教室 12

改善箇所：駐車場が少ない

スクールバスの待合場所が狭い

建物の雨漏り、排水など補修箇所が目立っている

児童数：191 名 8 学級（うち知的情緒 2 学級）

教職員数：校長 1 名、教頭 1 名、教諭 10 名、養護教諭 1 名、講師 1 名
非常勤講師 2 名、教育支援員 3 名、事務 1 名、用務員 1 名
（合計 21 名）

経緯：明治 42 年「吉田小学校」を「六戸小学校」に併合
平成 13 年「柳町小学校」と「長谷小学校」を統合
平成 21 年「折茂小学校」を統合

建築年数：昭和51年度～52年度 普通教室棟（45年～44年）
（経過年数） 昭和55年度 講堂（41年）
平成11年度 給食配膳室（22年）

耐用年数：60年（普通教室棟）※令和18年度～19年度まで補助制度上の使用期間
60年（講堂）※令和22年度まで補助制度上の使用期間
40年（給食配膳室）※令和21年度まで補助制度上の使用期間

建築費用：1,026,949千円

財源内容：公立学校施設整備費国庫負担金、防衛施設局騒音防止対策事業補助金
学校教育施設等整備事業債

補助等金額：172,556千円

改修内容：耐震改修、講堂天井耐震改修、暖房設備大規模改修

改修事業費：190,458千円

改修に係る財源：公立学校施設整備費国庫負担金、防衛施設局騒音防止対策事業補助金
学校教育施設等整備事業債

改修補助等金額：153,016千円

起債償還年度：耐震改修（令和3年度）講堂天井耐震改修（令和7年度）暖房設備大規模改修（令和9年度）

長寿命化大規模：教室面積3,021m²、講堂面積886m²、機械室等面積166m²

改修概算事業費：1,046,592千円

学校廃止（解体）に係る考え方

義務教育施設整備事業債の償還期限が講堂天井耐震改修分で令和7年度まで、暖房設備大規模改修分で令和9年度までとなっているため、償還期間内は起債（交付税措置）の制度上、学校を廃止することは困難です。

また、国庫補助金等を活用し、令和2年度においてGIGAスクール構想に基づくLAN整備事業を施行したため、その補助部分に係る処分規程では翌年度の令和3年度から5年間の令和7年度までは処分することが不可能であり、さらにその後5年間の令和12年度までは処分に係る申請承認が求められます。

したがって六戸小学校の場合、令和9年度まで解体することは難しいと考えています。

学校廃止後の利活用（案）

- ・ 建築年数から将来的には解体し、その後は住宅地として分譲することを検討する。
- ・ 解体前は、地域住民が集う場所や山車小屋、防災倉庫として利活用を検討する。
- ・ ドクターヘリの発着場所に指定する。
- ・ 現在の場所は浸水箇所の指定を受けているため、解体後は避難所指定及び避難場所についての配慮が必要となる。

【開知小学校】



令和3年度 児童数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	7	15	12	19	12	12	77

令和3年度 普通学級数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	1	1	1	1	1	1	6

所在地：六戸町大字犬落瀬字権現沢 14-159

建築年度：昭和57年度、平成20年度～21年度

校地面積：建物敷地 9,022m²、運動場 9,054m²

保有教室数：普通教室 6、特別教室 6

改善箇所：昭和57年度建設部分の老朽化

児童数：77名 8学級（うち知的情緒2学級）

教職員数：校長1名、教頭1名、教諭9名、養護教諭1名、教育支援員2名、事務1名、用務員1名（合計16名）

経緯：昭和8年「七百分教場」を「七百小学校」に独立

昭和41年「金矢、岡沼小学校」を統合し「昭陽小学校」開校

平成9年「七百小学校」と「昭陽小学校」を統合し、「開知小学校」開校

建築年度：昭和57年度 特別教室棟（39年）

（経過年数）平成20年度 普通教室棟（13年）

平成21年度 講堂（12年）

耐用年数：60年（特別教室棟）※令和24年度まで補助制度上の使用期間

47年（普通教室）※令和37年度まで補助制度上の使用期間

47年（講堂）※令和37年度まで補助制度上の使用期間

建築費用：747,212 千円

財源内容：公立学校施設整備費国庫負担金、防衛施設局騒音防止対策事業補助金
学校教育施設等整備事業債

補助等金額：535,470 千円

改修内容：講堂天井耐震改修

改修事業費：21,190 千円

改修に係る財源：学校教育施設等整備事業債

改修補助等金額：21,190 千円

起債償還年度：義務教育施設整備事業債普通教室棟分（令和 15 年度）

義務教育施設整備事業債講堂分（令和 16 年度）

講堂天井耐震改修（令和 7 年度）

長寿命化大規模：教室面積 2,409m²、講堂面積 778m²、機械室等面積 89m²

改修概算事業費：837,782 千円

学校廃止（解体）に係る考え方

義務教育施設整備事業債の償還期限が普通教室棟分で令和 15 年度まで、講堂分で令和 16 年度までとなっているため、償還期間内は起債（交付税措置）の制度上、学校を廃止することは困難です。

また、国庫補助金等を活用し、令和 2 年度において GIGA スクール構想に基づく LAN 整備事業を施行したため、その補助部分に係る処分規程では翌年度の令和 3 年度から 5 年間の令和 7 年度までは処分することが不可能であり、さらにその後 5 年間の令和 12 年度までは処分に係る申請承認が求められます。

したがって開知小学校の場合、令和 16 年度まで解体することは難しく、また保護者等からの要望で、新しい学校を廃止（解体）することに抵抗があるということから当面は、地域の核となる施設として活用していくことが望ましいと考えています。

学校廃止後の利活用（案）

- ・七百児童館と七百地区公民館、防災倉庫として利活用を検討する。
- ・地域住民が集う場所として利活用を検討する。

【大曲小学校】



令和3年度 児童数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	51	50	54	57	51	53	316

令和3年度 普通学級数	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
	2	2	2	2	2	2	12

所在地：六戸町大字犬落瀬字柳沢 91-86

建築年度：昭和63年度～平成2年度、30年度

校地面積：建物敷地 3,914m²、運動場 9,306m²、駐車場等 22,229m²

保有教室数：普通教室 12、特別教室 5

改善箇所：小松ヶ丘地域への転入に伴う児童数の大幅な増加により、全体行事などを行う場合、講堂内に全学年児童が収まらない

特別教室を普通教室（特別支援室）へ改装してきているが、年々増加していく児童数の対応に改修などが追い付かない

新型コロナウイルス感染症予防に対応できるスペースがない

児童数：316名 16学級（うち知的情緒肢体4学級）

教職員数：校長1名、教頭1名、教諭19名、養護教諭1名

教育支援員4名、事務1名、用務員1名（合計28名）

経緯：昭和37年「大曲小学校」開校

昭和63年「校舎」改築

平成29年「駐車場」拡充

平成30年「普通教室棟6学級」増築

平成31年「職員室」拡充

建築年度：昭和63年度 管理教室棟（33年）

（経過年数）平成元年度 普通教室棟（32年）

平成2年度 講堂（31年）

平成11年度 給食配膳室（22年）

平成29年度 特別教室棟新築（4年）

平成30年度 普通教室棟増築（3年）

耐用年数：60年（管理教室棟）※令和30年度まで補助制度上の使用期間

60年（普通教室棟）※令和31年度まで補助制度上の使用期間

60年（講堂）※令和32年度まで補助制度上の使用期間

40年（給食配膳室）※令和21年度まで補助制度上の使用期間

22年（特別教室棟）※令和21年度まで補助制度上の使用期間

47年（普通教室棟）※令和47年度まで補助制度上の使用期間

建築費用：901,506千円

財源内容：公立学校施設整備費国庫負担金、防衛施設局騒音防止対策事業補助金
学校教育施設等整備事業債

補助等金額：493,801千円

改修内容：講堂天井耐震改修、職員室等整備改修、学校用地施設（駐車場等）整備、
太陽光発電システム設備設置、ボイラー復旧改修、高圧受電設備改修

改修事業費：202,944千円

改修に係る財源：防衛施設局騒音防止対策事業補助金、学校教育施設等整備事業債

改修補助等金額：110,888千円

起債償還年度：義務教育施設整備事業債普通教室棟増築分（令和26年度）

義務教育施設整備事業債職員室等改修分（令和16年度）

講堂天井耐震改修（令和7年度）

長寿命化大規模：教室面積 2,626m²、講堂面積 805m²、機械室等面積 180m²

改修概算事業費：920,887千円

学校廃止（解体）に係る考え方

義務教育施設整備事業債の償還期限が普通教室棟増築分で令和26年度まで、職員室等改修分で令和16年度までとなっているため、償還期間内は起債（交付税措置）の制度上、学校を廃止することは困難です。

また、国庫補助金等を活用し、令和2年度においてGIGAスクール構想に基づくLAN整備事業を施行したため、その補助部分に係る処分規程では翌年度の令和3年度から5年間の令和7年度までは処分することが不可能であり、さらにその後5年間の令和12年度までは処分に係る申請承認が求められます。したがって大曲小学校の場合、令和26年度まで解体することは難しいと考えています。

学校廃止後の利活用（案）

・地域住民が集う場所や防災倉庫、ドクターヘリ発着場所として利活用を検討する。

【六戸中学校】



令和3年度 生徒数	1学年	2学年	3学年	計
	25	31	45	101

令和3年度 普通学級数	1学年	2学年	3学年	計
	1	1	2	4

所在地：六戸町大字犬落瀬字柴山 2-90

建築年度：昭和44年度～45年度

校地面積：建物敷地 10,503m²、運動場 31,953m²、駐車場 2,235m²

保有教室数：普通教室 4、特別教室 13

改善箇所：建物全体の老朽化による補修箇所が多数ある

生徒数：103名 6学級（うち知的情緒 2学級）

教職員数：校長 1名、教頭 1名、教諭 11名、養護教諭 1名、講師 1名
教育支援員 2名、事務 2名、用務員 1名（合計 21名）

経緯：昭和22年「六戸中学校」開校昭和45年現在の場所に新築移転

建築年度：昭和44年度 教室管理棟（52年）
（経過年数）昭和45年度 講堂（51年）
平成11年度 給食配膳室（22年）

耐用年数：60年（教室管理棟）※令和11年度まで補助制度上の使用期間
40年（講堂）※平成22年度まで補助制度上の使用期間
40年（給食配膳室）※令和21年度まで補助制度上の使用期間

建築費用：1,000,488千円

財源内容：公立学校施設整備費国庫負担金、学校教育施設等整備事業債
公共土木施設災害復旧事業費国庫補助金

補助等金額：850,415 千円

改修内容：耐震改修

改修事業費：348,160 千円

改修に係る財源：公立学校施設整備費国庫負担金、学校教育施設等整備事業債

改修補助等金額：310,765 千円

起債償還年度：耐震改修（令和 17 年度）

長寿命化大規模：教室面積 3,520m²、講堂面積 830m²、機械室等面積 108m²

改修概算事業費 1,175,320 千円

学校廃止（解体）に係る考え方

義務教育施設整備事業債の償還期限が耐震改修分で令和 17 年度までとなっているため、償還期間内は起債（交付税措置）の制度上、学校を廃止することは困難です。

国庫補助金等を活用し、令和 2 年度において GIGA スクール構想に基づく LAN 整備事業を施行したため、その補助部分に係る処分規程では翌年度の令和 3 年度から 5 年間の令和 7 年度までは処分することが不可能であり、さらにその後 5 年間の令和 12 年度までは処分に係る申請承認が求められます。

したがって六戸中学校の場合、令和 17 年度まで解体することは難しいと考えています。

学校廃止後の利活用（案）

- ・ 建築年数から将来的には解体し、その後は町有地及び分譲目的として保有する。
- ・ 解体前は、館野公園と合わせた宿泊体験型の社会教育施設として利活用を検討する。
- ・ グラウンドは館野公園の駐車場として利活用を検討する。

【七百中学校】



令和3年度 生徒数	1学年	2学年	3学年	計
	48	57	40	145

令和3年度 普通学級数	1学年	2学年	3学年	計
	2	2	1	5

所在地：六戸町大字犬落瀬字権現沢 54-41

建築年度：平成10年度～11年度、28年度

校地面積：建物敷地 5,665m²、運動場 18,207m²

保有教室数：普通教室 5、特別教室 8

改善箇所：大曲小学校の児童数増により、全学年 2 学級になる予測であるが、1 教室の広さを少ない人数に設定しているため、これ以上の生徒増に対応できない

生徒数：145 名 8 学級（うち知的情緒肢体 3 学級）

教職員数：校長 1 名、教頭 1 名、教諭 11 名、養護教諭 1 名、講師 2 名
教育支援員 3 名、事務 1 名、用務員 1 名（合計 21 名）

経緯：昭和 24 年「七百中学校」開校

建築年度：平成 10 年度 特別教室棟（23 年）
（経過年数）平成 11 年度 普通教室棟（22 年）
平成 28 年度 講堂（5 年）

耐用年数：47 年（特別教室棟）※令和 27 年度まで補助制度上の使用期間
47 年（普通教室棟）※令和 28 年度まで補助制度上の使用期間
47 年（講堂）※令和 45 年度まで補助制度上の使用期間

建築費用：1,139,462 千円

財 源 内 容：公立学校施設整備費国庫負担金、防衛施設局騒音防止対策事業補助金
学校教育施設等整備事業債

補 助 等 金 額：768,416 千円

改 修 内 容：特別支援室改修

改 修 事 業 費：15,261 千円

改 修 に 係 る 財 源：学校教育施設等整備事業債

改 修 補 助 等 金 額：12,500 千円

起 債 償 還 年 度：義務教育施設整備事業債特別教室棟分（令和 5 年度）

義務教育施設整備事業債普通教室棟分（令和 6 年度）

義務教育施設整備事業債講堂分（令和 8 年度）

特別支援室改修分（令和 17 年度）

長 寿 命 化 大 規 模：教室面積 3,489m²、講堂面積 833m²、機械室等面積 55m²

改 修 概 算 事 業 費 1,157,720 千円

学校廃止（解体）に係る考え方

義務教育施設整備事業債の償還期限が普通教室棟分で令和 5 年度まで、特別教室棟分で令和 6 年度まで、講堂分で令和 8 年度まで、特別支援室改修分で令和 17 年度までとなっているため、償還期間内は起債（交付税措置）の制度上、学校を廃止することは困難です。

国庫補助金等を活用し、令和 2 年度において GIGA スクール構想に基づく LAN 整備事業を施行したため、その補助部分に係る処分規程では翌年度の令和 3 年度から 5 年間の令和 7 年度までは処分することが不可能であり、さらにその後 5 年間の令和 12 年度までは処分に係る申請承認が求められます。

したがって七百中学校の場合、令和 17 年度まで解体することは難しく、また保護者等からの要望で、新しい学校を廃止（解体）することに抵抗があるということから当面は、地域の核となる施設として活用していくことが望ましいと考えています。

学校廃止後の利活用（案）

- ・校舎については、民間貸借を視野に入れた社会教育施設として利活用を検討する。
- ・グラウンドは、住宅分譲地及びドクターヘリの発着場所として利活用を検討する。

2-7 通学範囲及びスクールバスの現状

【六戸小学校スクールバス時刻表】

令和3年4月1日現在

登校時		
六戸小学校・六戸中学校 ①便(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
鶴喰	田中商店前	7:25
小平	田中義喜宅前	7:27
柳町	消防屯所前	7:29
川原新田	川原新田バス停	7:32
高屋敷	高屋敷バス停	7:33
六戸小学校	六戸小学校	7:38
六戸中学校	六戸中学校	7:45
六戸小学校・六戸中学校 ②便(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
下吉田	円子伊八郎宅前	7:12
赤田	種市義治宅前	7:14
入口西	円子広美宅前	7:21
入口中央	円子修一宅前	7:22
中堤	中堤公民館前	7:25
米沢	消防屯所前	7:28
赤石中央	伊保内正市宅前	7:30
長谷中央	円子博明宅前	7:34
長谷西	成田久美男宅前	7:36
上吉田	高橋ちや宅前	7:38
六戸小学校	六戸小学校	7:40
六戸中学校	六戸中学校	7:45
六戸小学校・六戸中学校 ③便(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
折茂	折茂バス停	7:25
折茂北	烏谷壽一宅前	7:28
折茂西	原秋男宅前	7:30
折茂新田	構造改造センター前	7:35
六戸小学校	六戸小学校	7:40
六戸中学校	六戸中学校	7:45
六戸小学校・六戸中学校 ④便(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
林・高見	高見公民館	7:19
柴山	久田正昭宅前	7:20
舘野	舘野公園前	7:22
高舘	佐々木商店前	7:27
総合運動公園	総合運動公園前	7:32
六戸小学校	六戸小学校	7:37
六戸中学校	六戸中学校	7:42

下校時					
<ul style="list-style-type: none"> ●下校時の第1便の時刻を下記に掲載いたします。 ●水曜と金曜については、第1便以降は、15:30出発の第2便、16:30出発の第3便があります。 ●月・火・木曜については、第1便以降は、16:30出発の第2便があります。 					
六戸小学校→折茂(月～金)					
停留所名	停車位置	時刻(金)	時刻(水)	時刻(月火木)	
六戸小学校	六戸小学校	14:30	14:45	15:31	
高屋敷	高屋敷バス停	14:33	14:48	15:34	
川原新田	川原新田バス停	14:34	14:49	15:35	
折茂	折茂バス停	14:41	14:56	15:42	
折茂北	烏谷壽一宅前	14:43	14:58	15:44	
折茂西	原秋男宅前	14:47	15:02	15:48	
折茂新田	構造改造センター前	14:49	15:04	15:50	
六戸小学校→鶴喰(月～金)					
停留所名	停車位置	時刻(金)	時刻(水)	時刻(月火木)	
六戸小学校	六戸小学校	14:30	14:45	15:30	
小平	田中義喜宅前	14:35	14:50	15:35	
柳町	消防屯所前	14:37	14:52	15:37	
鶴喰	田中商店前	14:38	14:53	15:38	
六戸小学校→下吉田(月～金)					
停留所名	停車位置	時刻(金)	時刻(水)	時刻(月火木)	
六戸小学校	六戸小学校	14:30	14:45	15:30	
長谷西	成田久美男宅前	14:34	14:49	15:34	
長谷中央	円子博明宅前	14:35	14:50	15:35	
入口西	円子広美宅前	14:40	14:50	15:40	
入口中央	円子修一宅前	14:48	14:58	15:48	
中堤	中堤公民館前	14:51	15:01	15:51	
米沢	消防屯所前	14:54	15:04	15:54	
赤石中央	伊保内正市宅前	14:57	14:07	15:57	
赤田	種市義治宅前	15:01	15:11	16:01	
下吉田	円子伊八郎宅前	15:03	15:13	16:03	
六戸小学校→林・高見 ④(月～金)					
停留所名	停車位置	時刻(金)	時刻(水)	時刻(月火木)	時刻(月～金)
六戸小学校	六戸小学校	14:30	14:45	15:30	16:30
林・高見	高見公民館	14:37	14:52	15:37	16:37
柴山	久田正昭宅前	14:38	14:53	15:38	16:38
舘野	舘野公園前	14:40	14:55	15:40	16:40
総合運動公園	総合運動公園前	14:45	15:00	15:45	16:45
高舘	佐々木商店前	14:50	15:05	15:50	16:50

【開知小学校スクールバス時刻表】

令和3年4月1日現在

登校時		
金矢・岡沼→七百中学校→開知小学校(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
金矢公民館	金矢公民館前	7:23
金矢	金淵さく葉前仮停留所	7:24
金矢西	誠建ホーム前	7:25
岡沼東	佐々木貞雄宅前	7:27
岡沼	岡沼屯所前	7:28
岡沼西	佐々木範利彦宅前	7:29
七百中学校	七百中学校	7:35
開知小学校	開知小学校	7:40
沖山→七百中学校→開知小学校(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
沖山	旧沖山公民館	7:30
	沖山墓地前	7:31
沖山平	沖山平公民館前	7:32
古里	古里駅前	7:33
古里中央	古里商店前	7:35
開知小学校	開知小学校	7:40
七百中学校	七百中学校	7:43
七百中学校・開知小(月～金)		
停留所名	停車位置	時刻
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘歯科前	7:09
小松ヶ丘東	小松ヶ丘東掲示板前	7:11
小松ヶ丘一丁目	十鉄バス停となり	7:13
小松ヶ丘南	花淵恵子宅前	7:15
県畑作園芸試験場前	県畑作園芸試験場前	7:17
大曲中央	大林商店前	7:18
大曲北	大曲北	7:20
大曲南	みぞぐち布団店前	7:21
坪毛沢	坪毛沢公民館前	7:23
通目木	山本商店前	7:24
たての台団地南	佐々木広志宅前	7:26
たての台団地北	木下商店前	7:27
柳沢	柳沢	7:28
七百中学校	七百中学校	7:35
根古橋	根古橋公民館前	7:41
開知小学校	開知小学校	7:49

下校時					
開知小学校→学校金矢(月～金)					
停留所名	停車位置	水	月火木金	水	月火木金
開知小学校	開知小学校	14:25	15:05	15:10	15:55
七百児童館	七百児童館	14:28	15:08	15:13	15:58
古里中央	古里商店前	14:34	15:14	15:19	16:04
古里	古里駅前	14:36	15:16	15:21	16:06
沖山平	沖山平公民館前	14:38	15:18	15:23	16:08
	沖山墓地前	14:40	15:20	15:25	16:10
沖山	旧沖山公民館	14:41	15:21	15:26	16:11
大原	大原神社前	14:43	15:23	15:28	16:13
岡沼西	佐々木範利彦宅前	14:45	15:25	15:30	16:15
岡沼東	佐々木貞雄宅前	14:47	15:27	15:32	16:17
金矢西	誠建ホーム前	14:49	15:29	15:34	16:19
金矢公民館	金矢公民館前	14:51	15:31	15:36	16:21
根古橋	根古橋公民館前	14:55	15:35	15:40	16:25
七百中学校→開知小学校→七百児童館→金矢(月～金)					
停留所名	停車位置	時刻			
七百中学校	七百中学校	17:00			
開知小学校	開知小学校	17:03			
堀切東	旧ヤマザキショップ前	17:04			
七百児童館	七百児童館	17:05			
堀切		17:08			
堀切西	堀切入口	17:11			
古里中央	古里商店前	17:12			
古里	古里駅前	17:14			
沖山平	沖山平公民館前	17:16			
	沖山墓地前	17:18			
沖山	旧沖山公民館	17:19			
大原	大原神社前	17:21			
岡沼西	佐々木範利彦宅前	17:23			
岡沼東	佐々木貞雄宅前	17:25			
金矢西	誠建ホーム前	17:27			
金矢公民館	金矢公民館前	17:30			
高森(二)	高森(二)公民館前		降客有りで停車		
高森(一)	高森(一)神社前		降客有りで停車		
開知小学校→七百中学校→小松ヶ丘(月～金)1便					
停留所名	停車位置	時刻			
開知小学校	開知小学校	16:55			
七百中学校	七百中学校	17:00			
高森(一)	高森(一)神社前	17:02			
柳沢	柳沢駅前	17:04			
たての台団地北	木下商店前	17:04			
たての台団地南	佐々木広志宅前	17:04			
通目木	山本商店前	17:04			
坪毛沢	坪毛沢公民館前	17:04			
大曲南	みぞぐち布団店前	17:04			
大曲北	大曲北	17:04			
大曲中央	大林商店前	17:04			
県畑作園芸試験場前	県畑作園芸試験場前	17:04			
小松ヶ丘入口	セブンイレブン前	17:25			
小松ヶ丘東	小松ヶ丘東掲示板前	17:25			
小松ヶ丘一丁目	十鉄バス停となり	17:25			
小松ヶ丘南	花淵恵子宅前	17:25			
開知小学校→七百中学校→小松ヶ丘(月～金)2便					
停留所名	停車位置	時刻			
開知小学校	開知小学校	18:25			
七百中学校	七百中学校	18:25			
高森(一)	高森(一)神社前	18:25			
柳沢	柳沢駅前	18:34			
たての台団地北	木下商店前	18:34			
たての台団地南	佐々木広志宅前	18:34			
通目木	山本商店前	18:34			
坪毛沢	坪毛沢公民館前	18:34			
大曲南	みぞぐち布団店前	18:34			
大曲北	大曲北	18:34			
大曲中央	大林商店前	18:34			
県畑作園芸試験場前	県畑作園芸試験場前	18:34			
小松ヶ丘入口	セブンイレブン前	18:56			
小松ヶ丘東	小松ヶ丘東掲示板前	18:58			
小松ヶ丘一丁目	十鉄バス停となり	19:00			
小松ヶ丘南	花淵恵子宅前	19:01			

【大曲小学校スクールバス時刻表】

令和3年4月1日現在

登校時			
A (町バス) 大曲南→大曲小学校 →小松ヶ丘→大曲小学校			
停留所名	停車位置	時刻	
大曲南	みぞぐち布団店前	7:05	
通目木	山本商店前	7:08	
たての台団地南	佐々木広志宅前	7:10	
たての台団地北	木下商店前	7:13	
柳沢	柳沢駅前	7:15	
通目木北	十鉄柳沢バス停	7:16	
大曲小学校	大曲小学校	7:19	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:29	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:32	
大曲小学校	大曲小学校	7:36	
B (十鉄バス) 小松ヶ丘→大曲小学校			
停留所名	停車位置	時刻	
営業所	三沢営業所	7:07	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:10	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:13	
大曲小学校	大曲小学校	7:17	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:27	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:30	
大曲小学校	大曲小学校	7:34	
C (町バス) 小松ヶ丘→ 大曲小学校→高森→大曲小学校			
停留所名	停車位置	時刻	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:05	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:08	
大曲小学校	大曲小学校	7:12	
高森(一)	高森(一)神社前	7:18	
高森(二)	高森(二)公民館前	7:21	
小松ヶ丘一丁目	小松ヶ丘公園前	7:27	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:29	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:32	
大曲小学校	大曲小学校	7:36	
D (十鉄大型バス) 小松ヶ丘→大曲小学校			
停留所名	停車位置	時刻	
営業所	三沢営業所	7:06	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:09	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:12	
大曲小学校	大曲小学校	7:16	
小松ヶ丘一丁目	小松ヶ丘公園前	7:26	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:28	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:31	
大曲小学校	大曲小学校	7:35	
E (町バス) 小松ヶ丘→大曲中央 →大曲小→小松ヶ丘→大曲小			
停留所名	停車位置	時刻	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:07	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:10	
大曲中央	大曲中央	7:13	
大曲小学校	大曲小学校	7:16	
小松ヶ丘一丁目	小松ヶ丘公園前	7:26	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:28	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:31	
大曲小学校	大曲小学校	7:35	
F (町小型バス) 小松ヶ丘→大曲小学校			
停留所名	停車位置	時刻	
小松ヶ丘一丁目	小松ヶ丘公園前	7:20	
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	7:22	
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	7:25	
大曲小学校	大曲小学校	7:29	

下校時				
大曲小学校→大曲小学児童保育所(月・火・木・金)				
停留所名	停車位置	時刻(1便)	時刻(2便)	時刻(3便)
大曲小学校	大曲小学校	14:55	15:50	16:10
大曲中央	大林商店前	14:58	15:53	16:13
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	15:01	15:56	16:16
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	15:04	15:59	16:19
大曲小学児童保育所	大曲小学児童保育所	15:06	16:01	16:21
公園通	田中商店前	15:09	16:04	16:24
営業所	三沢営業所	15:10	16:05	16:25
高森(二)	高森(二)公民館前	15:15	16:10	16:30
高森(一)	高森(一)神社前	15:16	16:11	16:31
柳沢	柳沢駅前	15:18	16:13	16:33
通目木北	十鉄柳沢バス停	15:19	16:14	16:34
たての台団地北	木下商店前	15:22	16:16	16:36
たての台団地南	佐々木広志宅前	15:23	16:17	16:37
通目木	山本商店前	15:24	16:19	16:39
大曲南	みぞぐち布団店前	15:27	16:22	16:42
大曲小学校→大曲小学児童保育所→通目木(水)				
停留所名	停車位置	時刻(1便)	時刻(2便)	時刻(3便)
大曲小学校	大曲小学校	12:40	13:55	14:50
大曲中央	大林商店前	12:43	13:58	14:53
小松ヶ丘入口	小松ヶ丘入口	12:46	14:01	14:56
小松ヶ丘南	小松ヶ丘南	12:49	14:04	14:59
大曲小学児童保育所	大曲小学児童保育所	12:51	14:06	15:01
公園通	田中商店前	12:54	14:09	15:04
営業所	三沢営業所	12:55	14:10	15:05
高森(二)	高森(二)公民館前	13:00	14:15	15:10
高森(一)	高森(一)神社前	13:01	14:16	15:11
柳沢	柳沢駅前	13:03	14:18	15:13
通目木北	十鉄柳沢バス停	13:04	14:19	15:14
たての台団地北	木下商店前	13:06	14:21	15:16
たての台団地南	佐々木広志宅前	13:07	14:22	15:17
通目木	山本商店前	13:09	14:24	15:19
大曲南	みぞぐち布団店前	13:12	14:27	15:22
大曲小学児童保育所→たての台団地(月～金)				
停留所名	停車位置	時刻		
大曲小学児童保育所	大曲小学児童保育所	17:40		
高森(一)	高森神社前	(降客有りで停車)		
通目木北	十鉄柳沢バス停	(降客有りで停車)		
大曲小学校	大曲小学校	(降客有りで停車)		
フラワーガーデン前	フラワーガーデン前	(降客有りで停車)		
坪毛沢	坪毛沢公民館	(降客有りで停車)		
たての台団地北	配水塔西側	(降客有りで停車)		
たての台団地北	木下商店前	(降客有りで停車)		
たての台団地南	佐々木広志宅前	(降客有りで停車)		

六戸町では小学校全域で各学校の日課表及び学校行事等に基づきスクールバスを運行し、児童の送迎を行っております。中学校においては、原則スクールバスの運行はありませんが、各中学校に町民バスの停留所を設け、町民バスを登下校に利用しております。

スクールバスは、町所有の中型バス 10 台と小型バス 4 台の運転業務を民間委託により運行しており、そのほか大曲小学校では、大型バス 2 台を十和田観光電鉄へ運行委託しています。

なお、スクールバス運行の空き時間は、町民バスとして町内を循環するコミュニティーバス（100円乗車）を運行しています。



第3章

小中一貫教育の取組について

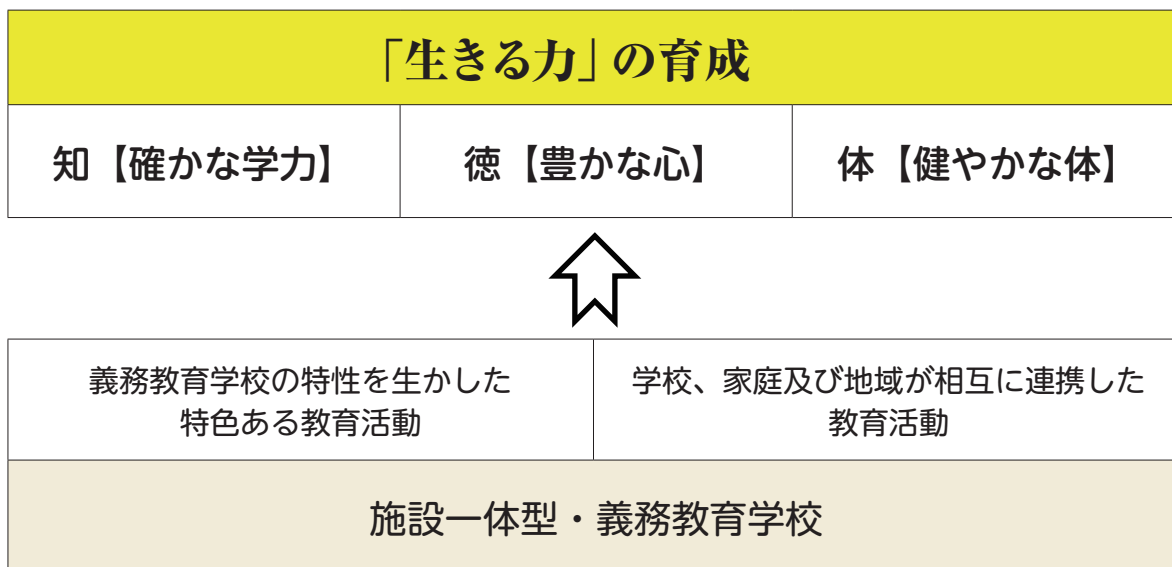
3-1 六戸町の義務教育学校における教育

基本コンセプト

六戸町は、『六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針』（令和3年2月、六戸町教育委員会策定）を踏まえ、町立小学校3校及び町立中学校2校を1校に再編し、児童・生徒の「生きる力」を育むために、義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性、学びの系統性・連続性を強化した教育活動を展開する施設一体型の義務教育学校を新設します。設置場所は、令和5年3月に閉校となる青森県立六戸高等学校の跡地を予定地とします。

揺るぎない教育理念のもと、義務教育学校の特性を生かすとともに、学校、家庭及び地域の連携をとおして、目指す子ども像の実現に向けた教育活動を行います。

義務教育9年間を一体的に捉え、全教職員が全児童・生徒を指導することを柱としつつ、児童・生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うため、9年間を「4（1～4学年）-3（5～7学年）-2（8～9学年）」の3つのステージに区切り、各ステージの教職員が中心となって当該ステージの児童・生徒を指導する体制と各ステージ間における緊密な連携体制のもとに教育活動を行います。



※複雑で予測困難な時代の中でも、児童一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」であると示されている。

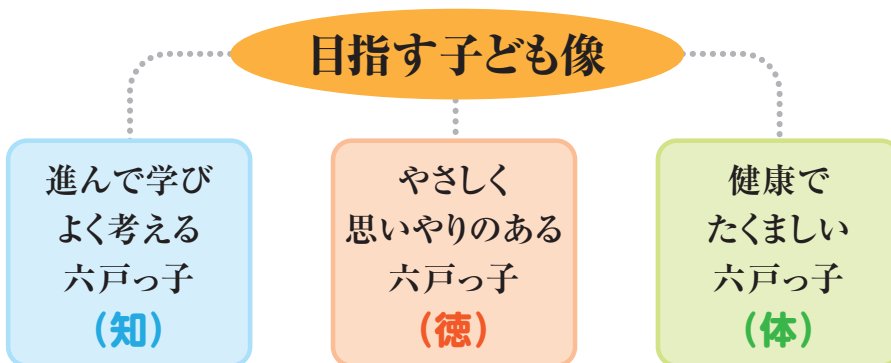
〈小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編より〉

〈中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編より〉

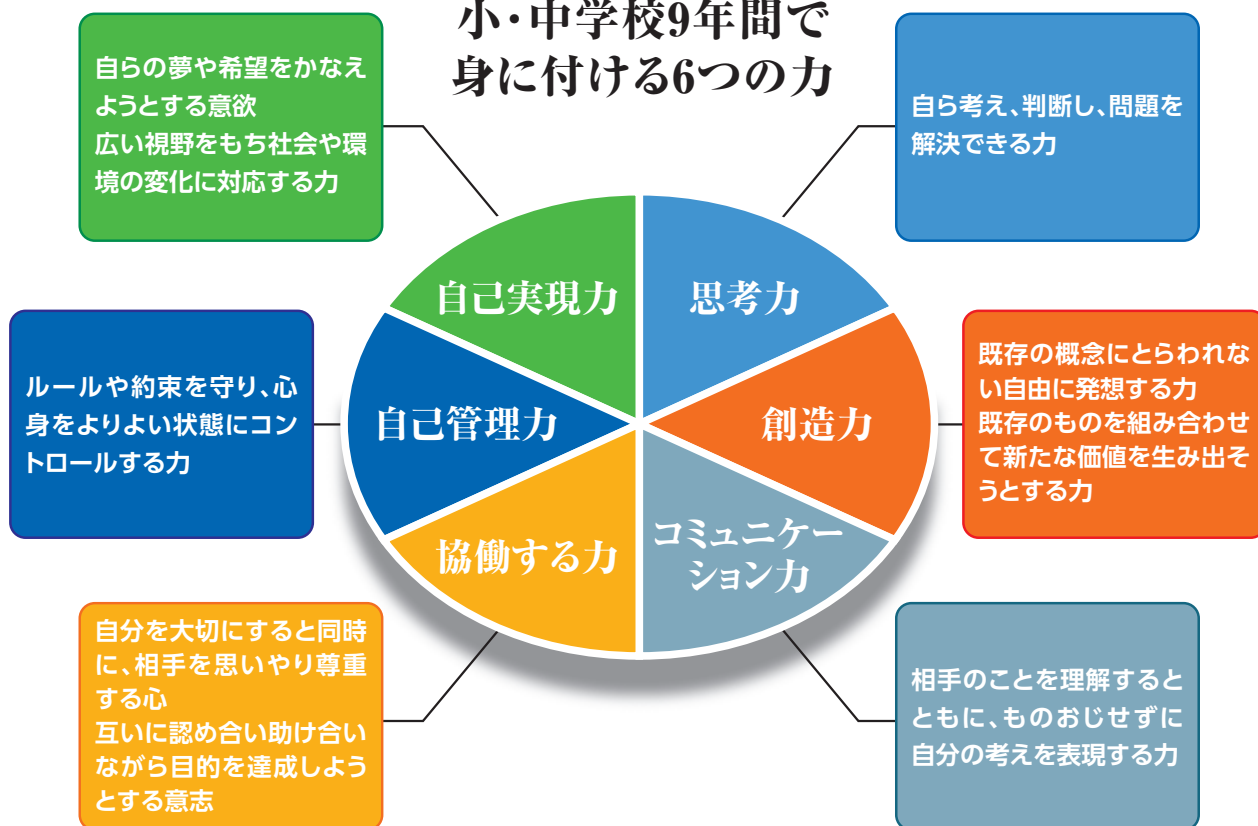
教育理念

ふるさと六戸町に愛着と誇りをもち、新しい時代を主体的に切り拓く人材の育成

目指す子ども像



小・中学校9年間で身に付ける6つの力



〈令和3年度教育大綱、教育大綱の具現より〉

3-2 取組の推進

①教育目標の設定

- ・ 前期課程と後期課程の教職員が目指す子ども像を共有し、「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の育成を基盤とし、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。
- ・ 地域の子どもの状況を共通理解したうえで、義務教育学校9年間をととした「教育目標」や「目指す子ども像」を設定します。
- ・ 「目指す子ども像」の実現に向け、子どもたちの発達段階に応じて学年や区分における「身につける力」と、それに応じた指導内容を設定します。

(例) 小中一貫教育目標『主体的に学び続ける子どもの育成』

課程	前期課程 (小学校課程)						後期課程(中学校課程)		
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	7 学年	8 学年	9 学年
各学年での身につける力	学び方を知る				学びの喜びを知る			自ら学ぶ	

②指導区分

児童・生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うため、9年間を初期・中期・後期（仮称）の3つのステージに区分し、それぞれの区分の特性に応じた指導に取組みます。

初期：基礎指導期〔1 学年～4 学年〕（自我の確立）

就学前教育から学校教育に移行する中で、より大きな集団で学習や生活、遊びなどの教育活動を進めるとともに、学校生活の安定や学習習慣の確立を図りながら、将来にわたり基礎・基本となる「学力」を定着させる期間とします。

中期：充実期〔5 学年～7 学年〕（前頭前野の急激な発達）

前期課程から後期課程へ進学する際の環境の変化などによる不安を取り除き、円滑に後期課程をスタートさせるための取組を重点的に行う期間とします。

後期：発展期〔8 学年～9 学年〕（形成的操作可能期）

9年間の義務教育のまとめであり、各教科等において習得した知識や技能を活用し、自らの進路と関連付けながら学習内容を深く探究させたり新たな課題に発展させたりする期間とします。

課程	前期課程 (小学校課程 6 年間)						後期課程 (中学校課程 3 年間)		
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	7 学年	8 学年	9 学年
区分	初期 4 年間				中期 3 年間			後期 2 年間	
	基礎指導期				充 実 期			発 展 期	
	自我の確立				前頭前野の急激な発達			形成的操作可能期	

③指導体制

教科指導において、前期課程では学級担任制（一部教科担任制）、後期課程では教科担任制を基本としながら、各区分の指導内容を充実させ、次のような指導体制で取組みます。

初期：基礎指導期〔1 学年～4 学年〕

児童の学校生活の安定を図り、学習習慣を確立するよう、「学級担任制」を基本としながら、特に1年生については、入学時から一定期間、指導内容の徹底を図るために複数で指導ができるよう担任以外の人員を配置するなど体制整備を図ります。

中期：充実期〔5 学年～7 学年〕

5・6年生を中心に、学力向上や授業改善等の観点から、段階的に「一部教科等担任制」による指導を取り入れます。算数・数学や外国語科の授業を中心に、前期課程と後期課程の教員相互による「乗り入れ授業」の実施や専科教員の配置を検討するとともに、様々な機会を通じた交流授業や交流活動を展開します。

後期：発展期〔8 学年～9 学年〕

教員の専門性を生かして、生徒の問題解決能力を育成し、個性や能力の伸長を図るため、「教科担任制」による指導を実施します。

(例) 指導区分ごとの目標に基づく学習内容

指導区分	重点指導内容(学習、生活、人との関わり)
初期	音読や読書、書字(ひらがな、漢字、数字)、四則計算、グループ遊び、基本的な生活習慣、集団におけるルールやマナー、あいさつなど
中期	乗り入れ授業(算数・数学、外国語活動・外国語科ほか)、後期課程体験(授業、部活動)、前・後期課程連携によるボランティア活動や交流活動など
後期	職業体験学習、大学見学、進路選択、町づくりプロジェクトなど

④教育課程 / 指導形態の工夫・改善

子どもたちの「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を育成するため、前・後期課程の指導内容の系統性・連続性を重視した指導方法の工夫・改善を図りながら、以下の4点を教育課程編成の柱とします。

- (1) 自ら考え学ぶ力を高める探究型授業の実践
- (2) 国際理解教育をはじめ外国語活動・外国語科の充実
- (3) 生活科からの流れで、郷土を愛し未来を拓く学習の充実
- (4) 地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりとして、コミュニティ・スクールの充実

3-3 目指す子ども像

進んで学びよく考える六戸っ子（知）

新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びに対応した指導方法の開発や評価方法の検討をはじめ、教職員の指導力の向上を図るための取組を実施することなどにより、「確かな学力の育成」を図ることが求められています。

近年の「全国学力・学習状況調査」等における六戸町の結果を見ると、小・中学校ともに青森県平均を下回る結果となっており、学力向上は重要な教育課題となっています。六戸町における現状を分析しながら、今後の指導や授業改善を図り、計画的・組織的な取組が必要となります。特に後期課程になって難しくなる授業についていけない生徒を出さないように、まずは前期課程段階でのつまずきが生じないよう基礎学力の習得を徹底し、後期課程に向けてそれらを定着させ、深化・発展させていくことが重要です。

目標

全ての児童・生徒が楽しく学び、「できた」「わかった」「身についた」と実感できる授業の実現に向け、各教科等における学習指導の充実や授業改善を図るなど、きめ細かく継続した指導を行います。

ICTを活用し個別最適な学びと協働的な学びを一体とした学びを進めるとともに、地域等の外部人材（学習サポーター、図書ボランティア、外国語指導助手 ALT）を活用するなど、地域と学校が連携・協力を図る中で、学習支援体制の強化を図ります。

主な取組

- 1～9 学年まで、9 年間をとおして探究型授業の実践
- 算数・数学、外国語活動・外国語科を中心とした前・後期課程の教員相互の乗り入れ授業の実施
- 中期を中心に一部教科等担任制による学習指導の実施
- グローバル化の進展に対応するコミュニケーション能力の育成のため、1 学年から国際理解教育の実施とともに外国語教育の充実
- 外部人材（学習サポーター、ALT）などを活用した学習支援体制の強化
- 自ら学ぶ意欲の醸成や家庭学習の一層の習慣化を目指した自主学习ノートなどの実践

区 分	初期（1学年～4学年）	中期（5学年～7学年）	後期（8学年～9学年）
段 階	学習習慣、基礎・基本の習得と徹底	学習習慣、基礎・基本の定着・活用、小・中の円滑な接続	学習習慣、基礎・基本の深化・発展、進路指導の充実
教科・領域	学級担任制		教科担任制
	国際理解教育・外国語活動・外国語科		
	探究型授業の実践		
	学級担任・（一部英語科教師）・（ALT）による指導	学級担任・英語科教師・（ALT）による指導	英語科教師・（ALT）による指導
	英検取得・英語での異学年交流		
家庭学習	9年間を見通した家庭学習の充実		

やさしく思いやりのある六戸っ子（徳）

教育を取り巻く社会状況が大きく変化する中、子どもたちの生活において地域の大人や異年齢の仲間との交流や自然体験などが減少し、自立心や社会性の欠如などに加えて、いじめ、不登校、校内暴力など、様々な教育課題が表出しています。

子どもたちは、他者や社会、自然環境の中での経験をとおして、他者を思いやる心や感動する心、規範意識や公共心、学習意欲や目的意識などが培われ、豊かな人間性や社会性など「生きる力」の基礎を築いていきます。

学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、相互に協力し合いながら一体となった取組を推進することが重要です。

目標

9年間を通じた意図的・計画的な教育活動により、児童・生徒一人ひとりの興味・関心や意欲を引き出し、個性の伸長とともに心豊かに主体的・創造的に生きることが出来る資質や能力を育成します。

一人ひとりの能力や可能性を最大限に発揮できるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導を充実させます。

主な取組

- 音楽交歓会や芸術鑑賞会の実施
- 学年縦割り班活動や異学年交流の推進
- 伝統・文化に触れる郷土学習や生きて働く人間学（キャリア教育）の実践
- ボランティア活動の推進
- さつき沼ビオトーププロジェクトへの参加
- 発達段階に応じた儀式的行事の実施（2分の1成人式、立志式）
- コミュニティ・スクールの推進
- 学校におけるICT環境の整備・充実と情報活用能力の育成

区分	初期（1学年～4学年）	中期（5学年～7学年）	後期（8学年～9学年）
社会との かかわり	集団生活のルール確立	規範意識の醸成	社会生活への適応
生活科 郷土学習 キャリア教育 環境教育	生活科	郷土を愛し、未来を拓く土台を築く学習 未来科（仮称）	
	がっこうだい すき	ろくのへ探検隊（六戸町及び近隣地域学 習）もの・人・自然、農業体験ほか	さつき沼ビオトーププロ ジェクト
	もっとなかよし まちたんけん	1/2成人式 立志式	職業体験 大学見学
縦割り班活動 異学年交流	あいさつ運動 校内清掃活動 地域ボランティア活動 学校行事等 地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくり コミュニティ・スクール		

健康でたくましい六戸っ子（体）

子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化により、体力・運動能力の低下、食生活の乱れ、アレルギー疾患、各種感染症、基本的な生活習慣の乱れなどの様々な健康課題に加え、自然災害、事件・事故への危機管理、また、それらの際の子どもたちへの心のケアも重要な課題となっています。

これらの課題に対応するためには、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付けるとともに、一人一人が主体的に運動し、健康を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養うことが必要です。また、子どもたちの安全を守る体制を整備するとともに、子どもたち自身が危機を予測し回避する能力や社会の安全に貢献できる資質・能力を身につけるための取組が必要です。

目標

子どもたちが生涯にわたって心身ともに健康・安全でたくましく生きるための基礎を培うためには、教科による指導はもちろん、発達段階に応じて学校の教育活動全体をとおして適切に指導するとともに、学校・家庭・地域が連携して、組織的・計画的な取組の充実を図ります。

主な取組

- 基本的生活習慣確立のための各種取組
- 給食指導をはじめ、家庭と連携した食育
- マラソン大会や各種運動の機会をとらえた体力づくり
- コミュニティ・スクールの推進
- 児童生徒による校内安全点検・地域安全マップ・防災マップ作り
- 家庭における教育力の向上を図るための支援の充実（家庭教育セミナーや地域教育シンポジウムの開催）
- 学年・学級便りや保護者会を通じた子育ての情報の提供

区 分	初期（1学年～4学年）	中期（5学年～7学年）	後期（8学年～9学年）
地域との かかわり	あいさつ運動 地域ボランティア活動 学校行事等 地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくり コミュニティ・スクール 安全教育 児童生徒による校内安全点検・地域安全マップ作り・防災マップ作り等		
自己の生活 習慣の確率	基本生活習慣の確立	基本生活習慣の徹底	主体的な生活習慣の確立（改善） 自己管理意識の醸成
食 育	家庭と連携した食育 給食指導 地域と連携した郷土料理作り等		
体作り活動	校内マラソン記録会 体力作り（各種運動）等		

3-4 義務教育学校における具体的な教育活動（イメージ）

学校・家庭・地域が一体となって、「目指す子ども像」

【○進んで学びよく考える六戸っ子】

【○やさしく思いやりのある六戸っ子】

【○健康でたくましい六戸っ子】を共有し、

子どもたちが義務教育学校 9 年間で身につける 6 つの力

①自己実現力 ②自己管理能力 ③協働する力 ④思考力 ⑤創造力 ⑥コミュニケーション力を
 培うために様々な教育活動を行います。その具体的な教育活動をいくつか例示します。

①異学年交流活動

1 学年から 9 学年という幅広い年齢層での様々な交流活動の中で、上学年の生徒はリーダー性を発揮したり下学年児童のサポートをしたりすることで、社会性や自己肯定感・自己有用感を高め、下学年の児童は自身の将来像を上級生に重ねて行動するようになります。

児童生徒会活動による学校行事等の企画・運営 (運動会、文化祭、集会、学年縦割り活動)		
学びのステージ	ねらい	主な活動
後期 (8 学年～9 学年)	○リーダーシップを育てる ○学校や社会の一員として貢献する 自主的・実践的な態度を育てる	○児童生徒会として全学年の意見を まとめ、運営にあたる ○行事や集会等の計画を立案する
中期 (5 学年～7 学年)	○自分の責任を果たし、積極的に運 営に参加する態度を育てる	○各自分担された役割を果たす ○代表の児童生徒は児童生徒会の運 営に参加する
初期 (1 学年～4 学年)	○自分の意見を持ち、参加する意識 を育てる	○自分の考えを持ち、発表する ○クラスごとに意見をまとめる



(例) 中学校での体験授業



(例) 小中学生の名刺交換

②ふるさと学習

六戸町の郷土の歴史や伝統文化、自然等について学ぶことで、郷土に誇りをもち、その良さを語れる児童・生徒を育成します。

地域の教育資源を活用した学習		
学びのステージ	ねらい	主な活動
後期 (8学年～9学年)	○地域の良さを語ることができる	○地域についての情報を発信する(自然マップや防災マップ等の作成) ○地域についてプレゼンテーションする
中期 (5学年～7学年)	○地域の良さを知ることができる	○他の地域と比較するなど、地域の良さについて調べ、まとめる ○地域の人をゲストティーチャー(特別講師)として招き、講話を聴く
初期 (1学年～4学年)	○地域の良さに触れることができる	○自然を生かした学習活動



町のシンボル「館野公園」

(例) ビオトープ事業としての学習活動



(例) 田植え体験学習

③国際理解教育・外国語（英語）教育

国際理解教育や世界の共通言語である英語の学習を通して、異文化を理解するとともにコミュニケーション力を育成し、児童・生徒一人一人の夢を実現する力を育成します。

英語による発信力の育成		
学びのステージ	ねらい	主な活動
後期 (8学年～9学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○即興で自分の考えを論理的に述べる力を身に付ける ○自分の思いや考えを理由をつけて述べる力を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語によるディベート活動を行う ○低学年への英語での絵本の読み聞かせを行う
中期 (5学年～7学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の考えを理解して分かりやすく伝える力を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語でのプレゼンテーションを行う
初期 (1学年～4学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○自分に関わる身近なことについて英語で伝える力を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語で自己紹介を行う



(例) ALT を活用した外国語活動

④ ICT・プログラミング教育

ICT 機器を適切に活用したり、プログラミングしてロボットやコンピューターに意図した処理を行うように指示したりする能力を培い、将来どのような職業にも必要とされる力である、論理的な思考力や問題解決能力などを育むとともに、ますます進展する情報社会に適応する力を育成します。

プレゼンテーション力と論理的思考力の育成

学びのステージ	ねらい	主な活動
後期 (8学年～9学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のテーマに基づいてプレゼンテーションができる ○ロボットにセンサーを使ったプログラミングができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコンやタブレット等のICT機器を使って自分の発表したい内容を効果的にプレゼンテーションする
中期 (5学年～7学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○プレゼンテーションソフトやパソコンを使って発表できる ○プログラミングソフトでロボットにプログラミングできる 	<ul style="list-style-type: none"> ○集めた情報をもとにプレゼンテーションを作成する ○インターネットから情報を収集する ○ロボットをプログラミングして動かす
初期 (1学年～4学年)	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単なプログラミングができる ○ローマ字入力ができる ○コンピューターに慣れる 	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコン上のキャラクターをプログラミングして動かす ○ローマ字表を見ながら文字を入力する ○マウスを使って絵を描く



(例) タブレットを活用した授業の様子



(例) 情報モラル授業の様子

4-1 施設整備の基本的な考え方

2020年度に世界中で感染拡大を引き起こした新型コロナウイルス感染症に対し、様々な機関で検証が行われています。このような中で、学校教育が協働的な学び合いの中で行われていることに鑑み、「新しい生活様式※1」を踏まえた必要な感染症対策を講じつつ、最大限、子どもたちの健やかな学びを保障していかなければなりません。

具体的には、密を防ぐ教室等の構造や換気対策を講じた空調設備、水場（みずば）など接触する部分が多い場所の消毒対策、子どもたちが混雑しにくい空間などについて考慮すべき事項が考えられます。

また、令和2年度（2020年度）に始まったGIGAスクール構想に基づいた一人一台端末の整備を受け、ICTを効率よく活用する環境が必要となります。具体的には、現在全学校に設置しているコンピューター室をメディアルームに置き換え、プレゼンテーションやウェブ会議が可能な空間とするほか、端末（iPad）を常時使用する授業に対応するため窓からの光対策としてベランダを設置するなどの検討が必要となります。

さらに、コミュニティ・スクールは地域と連携する重要な事業となることから、十分なセキュリティを講じたうえで、一般住民が自由に活用できる空間が必要となります。

建物の構造につきましては、令和3年6月に改正されました「公共建築物等木材促進法」及び「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受け、有効な補助等を活用し「木材を活用した学校施設づくり」を推進します。

また当町においても少子高齢化の進展などにより、将来的な人口減少は避けられない見込みであり、今後児童・生徒数は減少することが予測される中で、学校規模による教育条件への影響や学校運営上の課題が顕在化しないよう、学校や地域の実情に合わせた学校施設の整備が求められています。

六戸町では、義務教育学校の教育理念、施設一体型の小中一貫教育推進の視点に基づく特色ある教育活動及び教育の重点を踏まえ、施設整備の基本目標を以下のとおり設定します。

※1 令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された生活様式。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染などへの対策をこれまで以上に日常生活に取り入れた生活様式。

基本目標

- ① 「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり
- ② 児童・生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設
- ③ 安全・安心に配慮した校舎整備
- ④ 維持管理しやすい校舎整備
- ⑤ 地域と連携及び防災拠点としての防災機能の整備
- ⑥ 学校施設の多機能化と他の公共施設との連携
- ⑦ 木材を活用した学校施設づくりの検討

基本目標 1 「学び」や「育ち」をつなぐ教育環境づくり

- 学びのステージ毎の学年区分がまとまった明快な配置計画とします。指導形態や授業時間の違いによる影響を可能な限り感じない校舎を整備します。
- 共用空間を中心に、各学年区分のゾーンをつなぐ交流空間を設置します。
- 1 学年から 9 学年の児童・生徒が校舎内を自由に移動出来る回遊動線とし、移動しながら他学年の児童・生徒や学習内容に触れ合う機会を持つことで 9 年間の学校生活を自然と意識できる整備とします。
- 動線に沿って、児童・生徒の交流拠点を設置します。
- 児童・生徒が多様な発表会や学年集会が行え、また地域の方々が児童・生徒、教職員とともに活用できるホール空間を設置します。
- 図書室とメディア室を融合させた多様な「調べ学習」が可能な空間を設置します。特別教室前に設ける児童・生徒の作品展示や標本等の学習教材が展示できるコーナー、地域の歴史を展示できるコーナーなど多様な学習環境や交流拠点を設け、自然で豊かな学習、交流が行える教育環境を整備します。
- 屋外の交流拠点となる広場や庭など大小の交流拠点を適切に整備し、学年ごとの交流、地域の方々との交流、教職員同士の交流等が自然に行え、豊かな教育拠点となる学校施設を整備します。
- 誰もが安心して心おきなく過ごすことのできる「地域とともにある学校」として、地域社会に大きく貢献する施設整備を行います。

基本目標 2 児童・生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

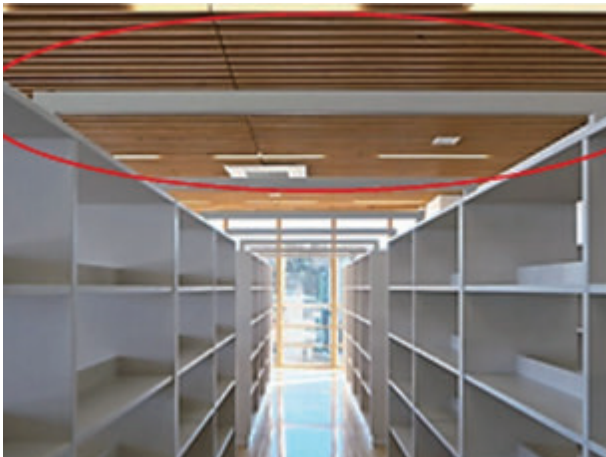
- 児童・生徒にとって、学校は最も多くの時間を過ごす場所であり、子どもの心身の発達に大きな影響を与えます。教育空間に多様な自然素材を活用し、触覚・におい・視覚特性から子どもたちが豊かに成長できる教育空間づくりを行います。
- 障害の有無にかかわらず、児童・生徒が支障なく学校生活を送ることができる学校施設づくりを目指し、ユニバーサルデザインを徹底した施設とします。
- すべての子どものための教育環境として、障害の有無によって「学ぶ場所」が分けられるのではなく、一人ひとりの子どもの能力や困りごとに配慮するインクルーシブ教育に適した施設整備を行います。



(例)ユニバーサルデザイン

基本目標 3 安全・安心に配慮した校舎整備

- 多角的な視点からの安全・安心を実現する施設整備を行います。
- 建物躯体のみならず、天井や設備機器、二次部材、家具等についても、万全の対策を徹底した整備を行います。
- 監視カメラを設置するなど防犯に配慮した空間構成、施設整備を行います。
- 敷地内通路においては、歩行者、バス・自動車、自転車の動線を分離したアプローチ計画により安全を確保します。



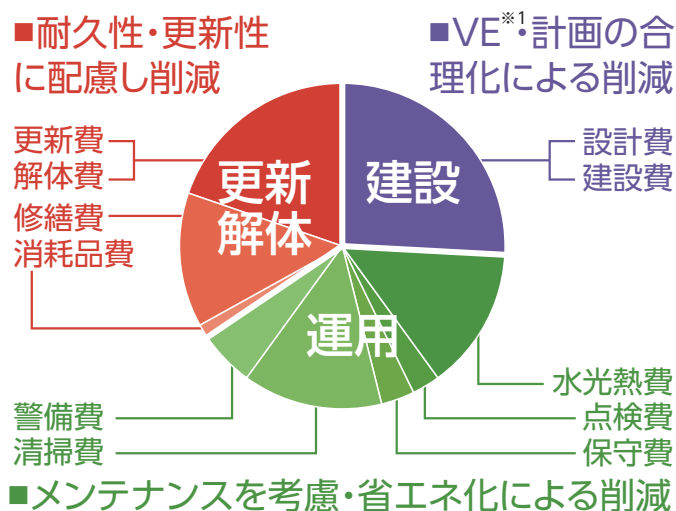
(例) 書架の転倒防止



(例) 死角のない見通しの良い空間イメージ

基本目標 4 維持管理しやすい校舎整備

- 建物のライフサイクルコスト (LCC) 縮減に配慮し、維持管理費用の削減や長寿命化を図ります。
- 構造躯体は、十分な構造強度と耐久性を確保し、内装、設備等が将来の学習形態の多様化に容易に対応できる長寿命化の校舎づくりを行います。



※1 VE:バリューエンジニアリング
(施設の性能をそのまま保持しながらコストを下げる等といったコスト削減の一手法)

(例) 一般的な学校のLCCの割合と縮減対策

基本目標 5 地域と連携及び防災拠点としての防災機能の整備

- 防災拠点となる学校施設として「安全性の確保」「地域の拠点としての機能確保」が図れる施設や設備を整備します。
- 学校、家庭、地域が連携しやすく絆が深めやすい空間を備えた地域に愛される施設を整備します。



(例) 地域の人と児童生徒とのワークショップ



(例) かまどに転用可能なベンチの活用

基本目標 6 学校施設の多機能化と他の公共施設との連携

- 学校施設の多機能化を図り、より質の高い教育環境と地域のニーズに合った地域コミュニティの活動拠点となる施設を整備します。
- 学校施設とその近辺にある他の公共施設等（総合運動公園、総合体育館、文化ホール等）との間で、施設の利用において相互に機能的に連携を図ることができるよう施設を整備します。

基本目標 7 木材を活用した学校施設づくりの検討

○概要

一般的な学校建設においては、3階建ての10,000m²をこえる規模となることから、建築基準法上の制約を受けることとなります。従来の建設では、鉄筋コンクリート造で耐火建築物とする事例がほとんどでしたが、建築基準法の改正により木造3階建てが可能になったことを受け、木造での学校施設づくりを検討します。

また当町の金矢工業団地には、LVL（Laminated Veneer Lumber）製品を製造する企業が誘致企業として設立起業しており、木材を活用した学校施設づくりにおいては、最も有効活用できる環境にあると考えます。内装や躯体など全てにおいて木材を活用する方向で検討します。

○法規制について

学校建設にあたっては、建築基準法上から3階以上の場合は「耐火建築物」とすることが求められています。「耐火建築物」とする場合、従来の建築基準法では木造での建設は不可能であり、鉄筋コンクリート造で建設することが不可避となっていました。

しかし、平成27年（2015年）の建築基準法の改正により、3階建ての学校等について、一定の延焼防止措置を講じた「1時間準耐火構造」の建築物とすることが可能となりました。

一定の延焼防止措置とは、3,000m² 以内毎に耐火性の高い壁等で区画することで、耐火構造以外の建築物とすることができるようになり、3,000m² を超える木造の学校建設が可能となります。

さらに、令和3年6月に公共建築物等木材促進法が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し令和3年10月1日に施行されております。補助金等の方面からも木材を活用した学校施設づくりを進めやすい状況となっています。

○木造で建設することのメリット

学校施設における木材利用のメリットのひとつとして、木造校舎が生徒に与える影響があげられます。木造校舎の方が鉄筋コンクリート造校舎よりも調湿効果があり、情緒不安を感じる児童・生徒の割合が低く、精神的にリラックスした状態で過ごせることが研究結果で示されています。

そのほかのメリットとしては、

- ・結露や温度変化が少なく、温かみや温もりが感じられます。
- ・木の香りに包まれ、児童・生徒たちが落ち着いて学ぶ環境づくりにつながります。
- ・木材資源の利用による環境問題へ貢献します。
- ・軟弱地盤が予想されることから木造によることの基礎工事費が圧縮できます。(現在の六戸高校の校舎は20mの杭基礎が施されています。)
- ・コンクリート打ち込み後における強度が確認されるまでの養生期間が短縮できます。
- ・工場生産が基本となり、安定した品質での建設が可能となります。(鉄筋コンクリート造では、現場での職人の作業となり天候や気候に影響されやすくなります。)

○木造で建設することのデメリット

- ・床材等で傷がつきやすいため、維持管理に係る補修費用を見込む必要があります。
- ・当初の計画段階から材種や材料など品質と供給量を含めた確認が必要となります。
- ・区画面積(3,000m²)に合わせた計画が必要となります。
- ・木材の在庫による影響から価格が変動しやすく、全体で使用するためには、工事費の上昇を可能性として想定する必要があります。

○木材の心地よさ

- ・木材は、調湿性や断熱性に優れ、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心休まる素材です。
- ・学校生活においては、木で内装が施されていると児童・生徒が壁に背中を接触させたり、床に座ったりするなどの身体を接触する場面が多くなることが想定され、温かみと潤いのある学習環境づくりにつながります。
- ・「ビニルタイル」の床より木の床の方が、座ったり寝転んだりする場面が多く、かつ「集中した遊びの姿」がみられるとの集計結果もあります。
- ・家庭との環境にギャップが少ないことの心地よさにつながることで、のびのびとした学校生活ができることが期待できます。

○心理・情緒・健康面への効果

- ・学校施設における木材利用は、子どもたちのストレスを緩和させることが可能であり、授業での集中力が増す効果があります。
- ・内装が木質化された校舎を非木質化校と比較しますと、子どもたちは教室を広々と感じる事ができ、校舎内での心地よさや自分の居場所などをより感じながら生活しているとのアンケート結果もあります。
- ・木質の床は、弾力効果があり結露せず転んで怪我をする子どもが少なく、足にかかる負担も少なくなります。
- ・調湿効果により、湿度は空中浮遊菌の繁殖に影響し、50%程度の湿度は、菌の繁殖抑制に効果をもたらすと言われ、木の抗菌性に加えて、木の吸・放湿性についても効果があるものと考えられます。



(例) 木質空間のイメージ

4-2 施設整備計画

児童・生徒等の豊かな連携・交流が図れるよう校舎を同一敷地に設置し、施設一体型として整備し、施設整備計画についての基本となる考え方を次のとおりとします。

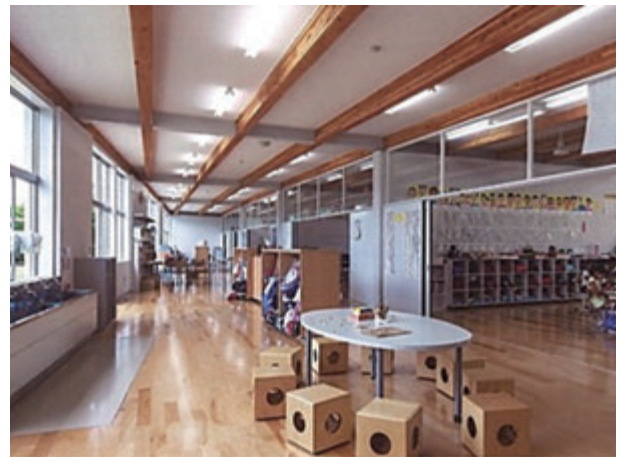
《学習関係諸室》

①普通教室

- 各学年区分を設置する棟や階で分ける等、まとまった明快な配置計画とします。
- 各フロアーに特色あるオープンスペースを配置し、図書コーナー・教材コーナーを設置できる多様な授業・学習形態が行える空間とします。
- ICTコーナーや習熟度別学習室を設ける等、それぞれの段階に応じた学習環境を計画します。
- 1教室40人学級とした場合、新JIS規格(650mm×450mm)の机が机間巡視の寸法を確保して、6×7列に配置できるスペースを基本とします。
- ICT教育の充実のため、普通教室及び特別教室に大型電子黒板及び充電保管庫を設置します。
- 新型コロナウイルス感染症等の衛生対応を含め、各教室に手洗い場を設置します。



(例) 普通教室



(例) 教室前のワークスペースを利用した学習環境整備

②多目的教室

- 習熟度別学習等、普通教室と連携した活用が可能な配置とします。
- 普通教室等、転用可能な仕様とします。

③特別支援教室

- 他の学級との交流や共同学習等、互いに自然な交流が持てる位置関係、配置とし、水場(みずば)等必要な設備を整備します。
- 保健室、職員室との位置関係に配慮します。

④理科教室

- 理科室には準備室を設け、必要に応じた薬品庫を整備します。
- 学習内容や安全面に配慮した設備を整備します。

○観察や屋外作業等、多様な学習形態に利用できる設計とします。

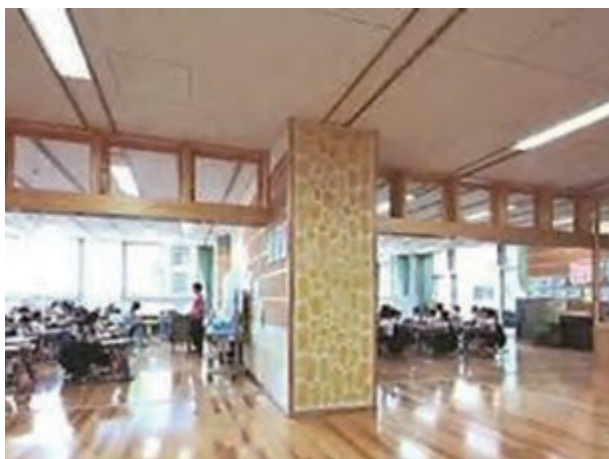
○標本や自由研究等が展示できるコーナーを設置します。

⑤音楽教室

○準備室、必要な楽器庫等を整備します。

○他の教室や近隣への音の影響に対し、適切な防音対策を行います。

○室の形状・内装材については、音響に配慮します。



(例) 普通教室 + オープンスペースのユニット



(例) 多様な学習形態に対応可能な教室区切り



(例) 多様な学習形態に対応可能な教室区切り (閉鎖時)



(例) 多様な学習展開を可能とする教室前の学習スペース



(例) 教員控室や学習指導可能な教師コーナー



(例) ICT教育の充実を図る短焦点プロジェクター付き黒板

⑥図工室・金工室・木工室・美術室

- 工具、器具等が安全に管理できる収納庫等を整備します。
- 準備室を配置します。
- 児童・生徒の作品などが展示できるコーナーを設置します。

⑦家庭科室（調理・被服）

- 調理実習だけでなく、被服製作を想定した仕様とし、準備室を整備します。

⑧学校図書室（町立図書館）

- 学校図書室を一般住民に開放できる町立図書館として、学校と別棟で整備します。
- メディアルーム（未来のICT機器の変化に柔軟に対応できる施設）と合わせて整備し、プレゼンテーションやウェブ会議に対応しながら、多様な「調べ学習」が可能な空間として全学年が活用できる空間とします。
- 全学年が活用しやすい位置に配置し、学年間の交流の拠点として位置付けます。
- 児童・生徒の作品展示ブースを設け、一般住民が閲覧するなどの交流スペースを設置します。
- 絵本コーナーや畳敷きの小上がりスペースなど多様な場を検討し、訪れやすい環境を整備します。
- 広く一般住民に親しまれる図書館とするため、学校施設全体のランドマークとして位置づける配置とします。



（例）学習の拠点となる図書室

《共通・共用空間》

①交流空間・ホール

- 校舎内に児童・生徒の交流拠点を整備します。
- 児童・生徒の発表の場や学年集会等活動の場となるよう整備します。
- 地域住民等との交流の場となる空間を整備します。

②給食配膳室

- 衛生面を考慮し、給食の運搬に配慮した配置とします。

③玄関・昇降口

- 利用人数に考慮し、十分な広さを確保した昇降口を設置します。
- 全ての出入口に、熱感知カメラ及び消毒用器材を設置します。
- 児童・生徒の登校時に混雑させない設計とします。
- 下足洗い場、風除室及び自動ドアの設置を検討します。

④トイレ・手洗い・水呑み場

- 学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置します。
- 児童・生徒数に応じ十分な便器数及び自動手洗い水栓設備を整備します。
- トイレはすべて洋式便器とし、清潔で明るいトイレを整備します。
- 多目的トイレを各階に1箇所以上設けます。
- トイレブースは、衛生的で堅牢なものとし、ブース間の隔てはいたずら防止のため天井面まで上げたものとし、ます。
- 臭いを防ぎ清掃のし易い設備とします。床はドライ仕様とし水漏れに備え排水口を設けます。
- トイレの衛生器具の個数は、空調調和・衛生工学会の「衛生器具の適正個数算定法※1」に基づき、適正器具数を算定します。

※1 トイレの設置場所ごとに想定される利用人数（男女比）を基準として、トイレの占有時間や待ち時間などの調査をもとに算出し設定。

⑤廊下・階段・エレベーター

- 日常や避難時に通行しやすい幅を確保します。
- 学校ギャラリー等、児童・生徒の待合せ等に活用できるゆとりスペースを設置します。
- 車いすでの通行に配慮し、可能な限り段差を排除します。
- 階段には、適切な高さの手すりを設け、低学年でも使い易い仕様とします。
- 主に利用する学年に合わせ、それぞれの基準に則った段寸法とします。
- 校舎全体のバリアフリー化を図るため、エレベーターを設置します。
- エレベーターは、救急搬送時の使用を想定した容量とします。

《管理関係諸室》

①教職員諸室（校長室・職員室・印刷室）

- 職員室は、一箇所に集約し、教職員それぞれの情報交換や連携指導が行いやすい配置とします。
- 校長室は、職員室の近くに配置します。
- 職員室は、校庭、昇降口、駐車場等への見通しが良い配置とします。
- 緊急時に校庭にすぐ出ることが可能な配置とします。
- OAフロアー等、床には配線のための空間を確保します。

②教師ステーション・教具室（資料室）

- 教師ステーション及び教具室を各フロアーに設置します。

③保健室

- 保健室前まで緊急車両の乗り入れが可能な配置とします。
- 校庭への見通しが良く、校庭へすぐに出ることが可能な配置とします。
- シャワーブースや汚物流し等に配慮した設備を設置します。
- 洗濯機、製氷機等の設置に考慮したスペース、電源を確保します。

④事務室

- 職員室に近い位置に配置します。
- 昇降口等への見守りが行いやすい位置とします。

⑤相談室

- 保健室と隣接する配置とします。
- 相談内容が外に漏れないよう防音に配慮します。
- 内部に人がいる状況が外から分かりにくいように配慮します。

⑥職員用更衣室・トイレ・手洗い

- 職員室に近接した配置とします。
- トイレは来客者との兼用とします。

⑦生徒用ロッカールーム

- 早い年齢層から防犯意識を高揚させるため、生徒が年齢に応じた個別の鍵付きロッカーを使用することを想定し、ロッカールームを設置します。
- 冬期間の外套を保管することを想定したロッカーを設置します。

《屋内運動場》

- 児童・生徒の利用人数を推測した計画とします。
- 児童・生徒の授業に対応するため、区切ることが可能な配置とし、各種競技に適した天井高を確保します。
- 適切な規模の器具庫と地域開放用の器具庫を配置します。
- 災害時には、避難場所として活用できる整備とします。
- 他教室への騒音や振動に十分配慮した計画とします。
- ピアノ保管庫を配置します。
- 全体集会等が瞬時に開催できる「移動式観覧席」の設置を検討します。
- 通常体育施設として使用することを想定し、十分な広さを確保するため「収納可能なステージ」の設置を検討します。
- 後期課程での体育の授業で使用するための「武道スペース」を配置します。
- ランニングコース及びトレーニングルームを設置します。
- 利用者の安全に配慮するため壁と床にクッション材を設置します。

《屋外動線計画》

- 児童・生徒の安全面を重視し、歩車分離を徹底した動線とします。
- 自転車動線は、車両、歩行者と分離した安全な動線とします。
- 校舎周囲には、メンテナンス車両が通行できるスペースを確保します。
- 校庭へのメンテナンス車両が出入りできるよう計画します。

《校庭等》**①校庭**

- 校庭には、200mトラック、100m 直線コースのスペースを確保します。
- 水はけが良く、砂ぼこりなど近隣への影響にも十分配慮した整備を行います。

②低学年用校庭・遊び場

- 児童・生徒の体格差による事故に配慮し、低学年が安全にのびのびと運動できる校庭は遊び場とは分け、基本的な遊具を設置します。

《その他屋外施設》**①門・門扉**

- 歩行者、自転車、車両に通行に支障のない門扉を設置します。
- 不審者の侵入防止や犯罪防止（防犯カメラの設置）、事故防止等に配慮します。

②境界フェンス

- 敷地周囲には、環境に配慮したフェンスを設置します。

③駐車場・駐輪場

- 敷地内の駐車場は、教職員・来校者が駐車する台数を確保し、歩行者の安全性に配慮した配置とします。
- 身障者用駐車スペースを来客玄関近くに配置します。
- 自家用車での送迎を考慮した配置とします。
- 駐輪場は、児童・生徒や来校者用に十分なスペースを確保します。

④スクールバス停留場

- スクールバスの運行を想定し、安全な転回・待機スペースを確保します。

《照明設備》

- 各室の容量、人数、利用形態に応じた照明器具を設置します。
- 環境への配慮や更新性に配慮し、LED 照明を基本に整備します。
- 普通教室・特別教室には、スライド可能な黒板等を設置します。
- ホール・音楽室等には、調光可能な照明を設置します。

- 防犯の目的で、校地・校舎周辺に夜間照明を設置します。
- 地域開放等夜間の来校者が想定される箇所に適切な夜間照明を設置します。
- 屋内運動場等高い天井となる部屋は、高天井用照明器具を設置します。
- 運動を行う部屋については、破損防止対策・安全対策を行います。

《電力設備》

- 各室の容量、人数、利用形態、利用教育機器等に考慮した設備とします。
- コンセントは十分な数を確保します。

《情報通信設備》

- 児童・生徒が利用する教室等には、有線・無線の双方に対応できる教育用 LAN 設備を整備します。
- メディア室等では、複数の配線施設の設置等、将来想定される情報環境（リモート会議など）へ対応可能な施設とします。
- 各教室に内線電話を設置します。
- 児童・生徒や教職員が活用する教育用 LAN、教職員用の校務 LAN 等について、情報漏洩対策に配慮します。
- 校舎内には将来における ICT に対応するため 3 系統のネットワークを整備します。
- 将来的に全国で導入が検討されている「統合校務支援システム」を導入します。

《給排水衛生設備》

- 児童・生徒が利用する水呑場の高さは、流動的な教室配置となる場合も考慮し 1 年生～ 5 年生が使い易い高さ（床面より 70 センチ）で計画します。
- 小便器は低リップ型（受け口の高さが低く、児童・生徒が安定した姿勢で用を足せる便器）を設置します。
- 環境に配慮し、節水型の機器を設置します。

《空調設備》

- 各教室には、換気が行き届いた空調機器を設置します。
- 災害時に避難場所となるホールや屋内運動場等へ空調機器の設置を検討します。
- 環境に配慮した空調設備とし、ランニングコストを考慮した計画とします。

《防災設備》

- 備蓄倉庫など、災害活動拠点としての機能を整備します。
- 災害活動拠点としてホール、交流広場が一体的に活用できるよう計画します。

《防犯設備・防犯対策》

- 不審者等の防犯対策として、職員室・保健室・事務室は、グラウンドや昇降口、出入口等への見守りが可能な配置とします。

- 目視による安全確認を基本とするため、出来る限り死角を作らない平面計画とし、死角になる部分については監視カメラを設置します。
- フェンスについては、視線が通り、死角を作らない仕様とします。
- 地域開放時の管理区分（セキュリティライン）を明確に設定し、無理のない管理が行える配置とします。

《環境配慮》

- 周囲に開かれた敷地を活かし、太陽光と自然の風が可能な限り建物に取り込める配置計画とします。
- 温熱環境に配慮した居心地の良い空間とするため、外壁・屋根を高断熱化し、開口部に断熱性の高いペアガラスを採用します。
- 日射をコントロールするための庇やバルコニー等を各フロアーに設置します。
- 間仕切りを極力LGS（軽量鉄骨造）壁とし、間仕切りの変更が容易に行えるなど、将来の教育環境の変化に柔軟に対応できる計画とします。
- 配管のメンテナンス、更新のための適切な空間の床下配管ピットを整備します。
- 環境負荷を低減できるようLED照明設備、人感センサー、COP（エネルギー消費効率）の高い空調設備を設置します。

《安全性》

- 大地震時の天井落下や家具の転倒などに対する危険防止措置（耐震天井等）を十分に施します。
- 敷地や建物は、ゲリラ豪雨に対応できる雨水排水設備とします。
- 学校以外に地域住民等の利活用や、緊急時の避難施設となることに配慮し、十分な耐震性を確保します。

《内装・材料》

- 堅牢性や耐久性に優れ、永く美しく使用できる材料を選定します。
- 部屋の特性に応じた適切な吸音性、防音性を確保した内装とします。
- 可能な限り木質化を図り、安らぎや潤いある学習空間とします。

《学童保育施設》

- 当面の間は、既存の施設（六戸児童館、七百児童館、大曲小学校学童保育所）を使用します。
- 新たに学童保育所を整備する際には、学校と異なる管理体制に配慮し、別棟による整備を検討します。

《地域に開放する施設》

- 図書室、特別教室、屋内運動場、ホール等を地域開放できる空間を計画します。
- 学校管理エリアと無理のない管理区分（セキュリティライン）が設定できる施設とします。
- 機械警備の切り替えが容易な施設とします。

4-3 新たな学校建設に係る所要室及び規模

(1) 将来の児童・生徒数の想定

現時点で開校を予定している令和7年度における児童・生徒数の推計は下表のとおり児童・生徒数 881 人、学級数 30 クラスと推計します。なお、学級数については、標準学級数（令和3年度からの小学生段階的引き下げに応じた人数 35 人）とし、青森県独自施策の「あおもりっ子育みプラン 21」に準じて推計しております。

開校予定年度（令和7年度）における児童・生徒数の推計

1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年		7 学年		8 学年		9 学年		合計	
児 童 数	学 級 数	児 童 数	学 級 数	児 童 数	学 級 数	児 童 数	学 級 数	児 童 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	生 徒 数	学 級 数	児 童 生 徒 数	学 級 数
88	3	101	4	102	4	112	4	80	3	97	3	96	3	105	3	100	3	881	30

【 学校再編後児童・生徒数及びクラス数の推計合計 】

児童・生徒数		クラス数	
令和7年度	881	令和7年度	30
令和8年度	865	令和8年度	30
令和9年度	829	令和9年度	30
令和10年度	808	令和10年度	29
令和11年度	784	令和11年度	28
令和12年度	777	令和12年度	27
令和13年度	738	令和13年度	27

(2) 教職員数の想定

令和7年度の開校予定年度における標準教職員数は、令和3年度と比較して27名の減となります。

学校再編後の一つの学校としての組織では、校長が4名減、教頭が2名減、教諭が12名減、養護教諭が3名減、事務職員が4名減、用務員が2名減となります。また、町が配置する外国語指導助手（ALT）及び用務員、学校教育活動支援員につきましては、開校年度の状況によりまでするので、予定数として計上しています。特別支援教諭数については、令和3年度における特別支援の学級数（小学校8学級、中学校5学級）を参考にして計上しています。

開校予定年度（令和7年度）における想定教職員数

役 職	前期課程	後期課程	計
校 長		1	1
教 頭	2	1	3
教 諭	23	15	38
特 別 支 援 教 諭	8	5	13
養 護 教 諭	1	1	2
事 務 職 員	1	1	2
外国語指導助手（ALT）	2	1	3
用 務 員		3	3
学校教育活動支援員	9	5	14
合 計			79

参考：令和3年度における教職員数

役 職	小学校課程	中学校課程	計
校 長	3	2	5
教 頭	3	2	5
教 諭	31	19	50
特 別 支 援 教 諭	8	5	13
養 護 教 諭	3	2	5
事 務 職 員	3	3	6
外国語指導助手（ALT）	2	1	3
用 務 員	3	2	5
学校教育活動支援員	9	5	14
合 計			106

(3) 施設の規模の考え方

国の補助金及び交付金、負担金の考え方を基にした基本計画における学校の主要施設の規模の想定、校舎、屋内運動場、駐車場及び校庭等の区分ごとの施設規模の概要を示します。施設規模については、児童・生徒数の推移等を考慮し、普通教室 30 学級を想定しています。

施設名		規模
校	舎	約13,700㎡
ホー ル、ベ ラ ン ダ		約300㎡
屋 内 運 動 場		約2,600㎡
駐 車 場（中 型 バ ス 待 機 含 む）		150台程度
駐 輪 場		50台程度
校 庭	トラック	200m

※ここに示す各面積については、具体的な実施設計段階で詳細な施設規模の検討を行います。

※参考になる基準として、令和3年度義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（文部科学省）による算定式により算出しました。

※義務教育学校において、現学級数で下記のとおり算定した場合、校舎及び屋内運動場、交流空間の教育環境、町民開放を考慮し、小学校の校舎を 8,000㎡、中学校の校舎を 5,700㎡、屋内運動場を 2,600㎡ と設定しました。

【前期課程】

○校舎（21 学級特別支援 8 学級）

$$\begin{aligned}
 & 5,000\text{m}^2 + 173\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 18) + (\text{特別支援学級の数} \times 168\text{m}^2) \\
 & + 2 \text{ 級寒冷度補正} (16 \times \text{学級数}) \\
 & = 5,000\text{m}^2 + 519\text{m}^2 + 1,344\text{m}^2 + 336\text{m}^2 \\
 & = 7,199\text{m}^2 \div 8,000\text{m}^2 \text{ (単独費用分 1 割増)}
 \end{aligned}$$

○屋内運動場（16 学級以上）

$$1,215\text{m}^2 \div 1,350\text{m}^2 \text{ (単独費用分 1 割増)}$$

【後期課程】

○校舎（9 学級特別支援 5 学級生徒数 301 名）

$$\begin{aligned}
 & 3,181\text{m}^2 + 324\text{m}^2 \times (\text{学級数} - 6) + (\text{特別支援学級の数} \times 168\text{m}^2) \\
 & + 2 \text{ 級寒冷度} (0.40 \times \text{生徒数}) \\
 & = 3,181\text{m}^2 + 972\text{m}^2 + 840\text{m}^2 + 120\text{m}^2 \\
 & = 5,113\text{m}^2 \div 5,700\text{m}^2 \text{ (単独費用分 1 割増)}
 \end{aligned}$$

○屋内運動場（17 学級以下）

$$1,138\text{m}^2 \div 1,250\text{m}^2 \text{ (単独費用分 1 割増)}$$

(4) 施設の構成

下の表は義務教育学校を建設する際に必要な室数と規模及び面積です。規模は普通教室の面積を1(8.5m×8.0m)とした場合の数値となります。施設の構成につきましては、補助対象となる標準的な構成を基本とした上で、町内小・中学校から要望をとりまとめ、可能な範囲での配置としました。

一教室面積(単位面積) 8.5m×8.0m=68.0㎡			配置計画(案)			備考
			部屋数	単位規模	面積	
1	普通教室	普通教室	30	1.00	2040.0	
		特別支援教室	11	0.50	374.0	
		多目的教室	1	1.00	68.0	
2	特別教室	理科教室	3	1.50	306.0	
		理科準備室	2	0.50	68.0	
		音楽教室	2	1.50	204.0	
		音楽準備室、楽器室	2		98.0	
		図工室	1	1.50	102.0	
		図工準備室	1	1.00	68.0	
		金工室	1	1.50	102.0	
		木工室	1	1.50	102.0	
		金工木工準備室	1	1.00	68.0	
		家庭教室(調理)	1	1.50	102.0	
		家庭科準備室(調理)	1	1.00	68.0	
		家庭科室(被服)	1	1.50	102.0	
		家庭科準備室(被服)	1	0.50	34.0	
		メディアルーム	1	1.00	68.0	
		学校図書館	1		573.0	町立図書館兼
学校図書司書室				図書室併設		
	美術館	1	1.50	102.0		
	美術準備室	1	0.50	34.0		
	児童会質	1	0.50	34.0		
	生徒会質	1	0.50	34.0		
	教具室	3		68.0		
	PTA関係室	1	0.50	34.0		

一教室面積（単位面積）8.5m×8.0m=68.0㎡			配置計画（案）			備 考
			部屋数	単位規模	面 積	
		資料室	1		21.0	
		教師ステーション	4		127.0	
		会議室	4		170.0	
		外国語児童生徒対応室				多目的教室併用
3	管理諸室	保健室	1	2.00	136.0	
		カウンセラー室	4		76.0	
		プレイルーム	2		170.0	
		サニタリースペース	2	0.50	68.0	
		シャワールーム	2		34.0	保健室内設置
		放送室	3		68.0	
		相談室	4		76.0	
		職員更衣室	4		118.0	
		ロッカー室	2		166.0	
		文書保管庫	2		180.0	
		校長室	1	1.00	68.0	
		応接室	1		25.0	
		職員室	1		356.0	
		事務室	1	0.50	34.0	
		印刷室	2		30.0	
		給湯室	1		5.0	
		校務員室	1	0.50	34.0	
		校務員用具倉庫	1	0.50	34.0	
		スタジオ				放送室併設
		サーバ室				職員室併設
4	その他	昇降口	3		238.0	
		エレベーター	2			
		トイレ	26	0.25	442.0	
		多目的トイレ	8	0.25	136.0	

一教室面積（単位面積）8.5m×8.0m=68.0㎡			配置計画（案）			備 考
			部屋数	単位規模	面 積	
		展示スペース	3		276.0	
		多目的スペース	10		1,309.0	
		ホール	1		56.0	
		展望室	1		102.0	
		機械室	1		210.0	
5	給食関係	配膳室	1	0.50	34.0	
		配膳室	3		150.0	
		ダストスペース	1	0.50	34.0	
6	体育館関係	屋内運動場（小）	1		747.0	
		屋内運動場（中）	1		1,068.0	
		屋内運動場（武道場等）	1		630.0	
		用具庫	4		346.0	
		観覧室	2		164.0	
7	屋外施設	部室	1			現状利用
		屋外練習場	1			現状利用
		屋内トイレ				校舎併設
		防災備蓄倉庫				屋内運動場併設
8	運 動 場	野球場	1			現状利用
		テニスコート	1			現状利用
		グラウンド	1		14,000.0	
		多目的広場	1		2,100.0	
9	駐 車 場	駐車場	186			
		バス待機所	10			
		駐輪場	50			

算定面積（単位：㎡）	配置計画（案）	補助基準面積
校舎等（廊下、ラウンジ、玄関除く）	13,855.5	14,000.0
屋内運動場面積	4,798.7	2,600.0

4-4 新たな学校建設に係る補助金活用及び事業規模

本事業において活用が考えられる負担金・交付金事業を示します。負担金・補助金の申請にあたっては、企画財政課との事前相談を十分に行っておくことが必要となります。

(1) 公立学校施設整備に係る国庫補助について

○学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、国は法令に基づき「負担金」及び「交付金」により公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を国庫負担・補助しています。このうち「負担金」については法令で、「交付金」については交付要綱で対象となる事業が定められており、今回の事業においては、以下のように考えられます。

【負担金対象事業】

1) 対象事業

小中学校の統合校舎・屋内運動場の新增築については対象事業となりますので、補助負担額は原則 2 分の 1 となります。

2) 整備資格面積（国庫補助面積）

「学級数に応ずる面積」 - 「統合校の保有面積」 = 「整備資格面積」

上の式で算出されますが、「学級数に応ずる面積」については、令和 7 年 4 月開校時の 30 学級で算出します。また令和 3 年度政府予算で「35 人学級の計画的整備」が盛り込まれているため、制度改正に注意が必要となります。

3) 負担金の算出

負担金の算出は、以下のように行います。

「国庫補助面積」 × 「1m² 当たりの建築単価」 = 「工事費」

（「工事費」 + 「事務費」） × 「負担割合」 = 「国庫負担額」

(2) 交付金対象事業

交付金の交付を受けようとする場合は、国の定める「施設整備基本計画」に即した六戸町の「施設整備計画（実施設計）」の策定が必要となります。今回の計画で関係のある交付金事業については、以下のようなものが考えられます。

これらをどのように負担金事業に繰り入れていくかは県等の担当部署と協議することになります。

【学校体育諸施設整備事業】

学校体育諸施設の整備事業に対し交付金を交付するもの。 ○交付金算定割合 1/3

(3) その他

【エコスクール・プラスの認定】

この事業は、関係省庁（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省）が連携して、環境負荷の低減を図るとともに、環境・エネルギー教育の教材として活用でき、地域の環境・エネルギー教育の発信拠点となる学校施設の整備を推進するものです。

【木材を利用する事業】（「木材利用型」：認定を受けて内装木質化を行うなど）

支援内容： a. 補助単価の加算：配分基礎額に 2.5% の加算

b. 補助面積の加算：必要面積の 15% を上限として必要な設備室等の面積を加算。

(4) 負担金・交付金のスケジュール

工事予定年度の前年 5 月頃に実施される建築計画調査（6 月調査）に確実に登録しておく必要があります。（例えば、令和 5 年度事業の場合は令和 4 年 6 月に調査。その後、令和 5 年度の負担金事業の場合、同年 4 月以降に負担金の交付決定に向けて、認定申請書を提出します。）

なお、統合による廃校予定の校舎等の有効活用についての補助制度、校舎等を解体する場合などの地方債該当などについては、今後、担当部署と協議していくことが必要です。

(5) 概算事業費及び財源の検討

基本計画に基づき、概算事業費を次のとおり設定します。

そのうち、校舎等建設の概算事業費は約 65 億円と設定します。

これは、計画敷地内の建物に係る費用のみであり、現在の建物の解体費用、校庭整地、外構整備、実施設計及び監理費等は含まれません。

なお、設定した概算事業費については、あくまで現時点における計画面積を基にしたものであり、今後具体的な実施設計作成段階において、必要な計画変更による施設面積の増減をはじめ、詳細な地盤調査等による杭・地業設計の内容等によって、事業費の変動が想定されることから、事業費については今後さらに具体的な設計・調査結果等を踏まえながら、適正な事業費となるよう精査していきます。

また、設計・調査段階で費用対効果を十分に検討し、将来に係る維持管理費用の抑制も踏まえ、真に必要な機能・施設を整備することとし、適正な事業費となる方策を検討していきます。さらに近年の木材など建築資材の高騰要因についても調査し、工法や材質を検討します。

財源については、現時点において明確な施設の構造、規模等が確定していないため、国の学校施設環境改善負担金等の補助金や学校教育施設等事業債等の起債額を試算することが困難ですが、施設を整備する際は、厳しい財政状況を考慮し、一般財源を抑制するため有利な補助や起債等の積極的な活用を図ります。

【 施設区分別概算事業費の試算 】

区 分	概算事業費	備 考
校舎、屋内運動場等	6,500,000千円	
校庭及び外構等	250,000千円	整地費用、全天候型予定
現施設解体費用	250,000千円	アスベスト処分費は別途
合 計	7,000,000千円	

※電気、機械及び設備工事を含みます。設計費用及び監理費用は別途となります。

※事業費については、実施年度の人件費及び建設資材の単価の影響により変動することが予測されます。

※現施設解体費用については、令和4年度末まで青森県の所有財産であるため、試算することが困難ではありますが、解体する内容について、今後具体的に青森県と協議していくこととなります。

(6) 維持管理運営費の検討

基本計画に基づき、義務教育学校開校後の維持管理運営費（ランニングコスト）を試算すると、年間約 19,873 千円となり、校舎等の総床面積の縮減、省エネルギー仕様の新築校舎の整備等により、現 5 校の維持管理運営費の合計額より年間約 24,996 千円節減されると推計されます。

義務教育学校の維持管理運営費に係る費用は、現在の小・中学校 5 校の年間維持運営費を下回る額が試算されます。

【 維持管理運営費（年額）の試算 】

費 目	義務教育学校の試算額	現5校の実績額合計	差 額
光熱水費等	19,873千円	44,869千円	△24,996千円

(7) 整備スケジュール（案）の検討

具体的な義務教育学校の開校に向けては、令和7年4月の開校を目指し、次のような流れを念頭に進めるものとします。今後、具体的な設計をはじめ、新設校としての多様な関連事項等を並行して検討する必要があります。関係機関、関係者等との調整・協議を進めながら、整備具現化に向けた着実な事業推進及び検討を進めます。

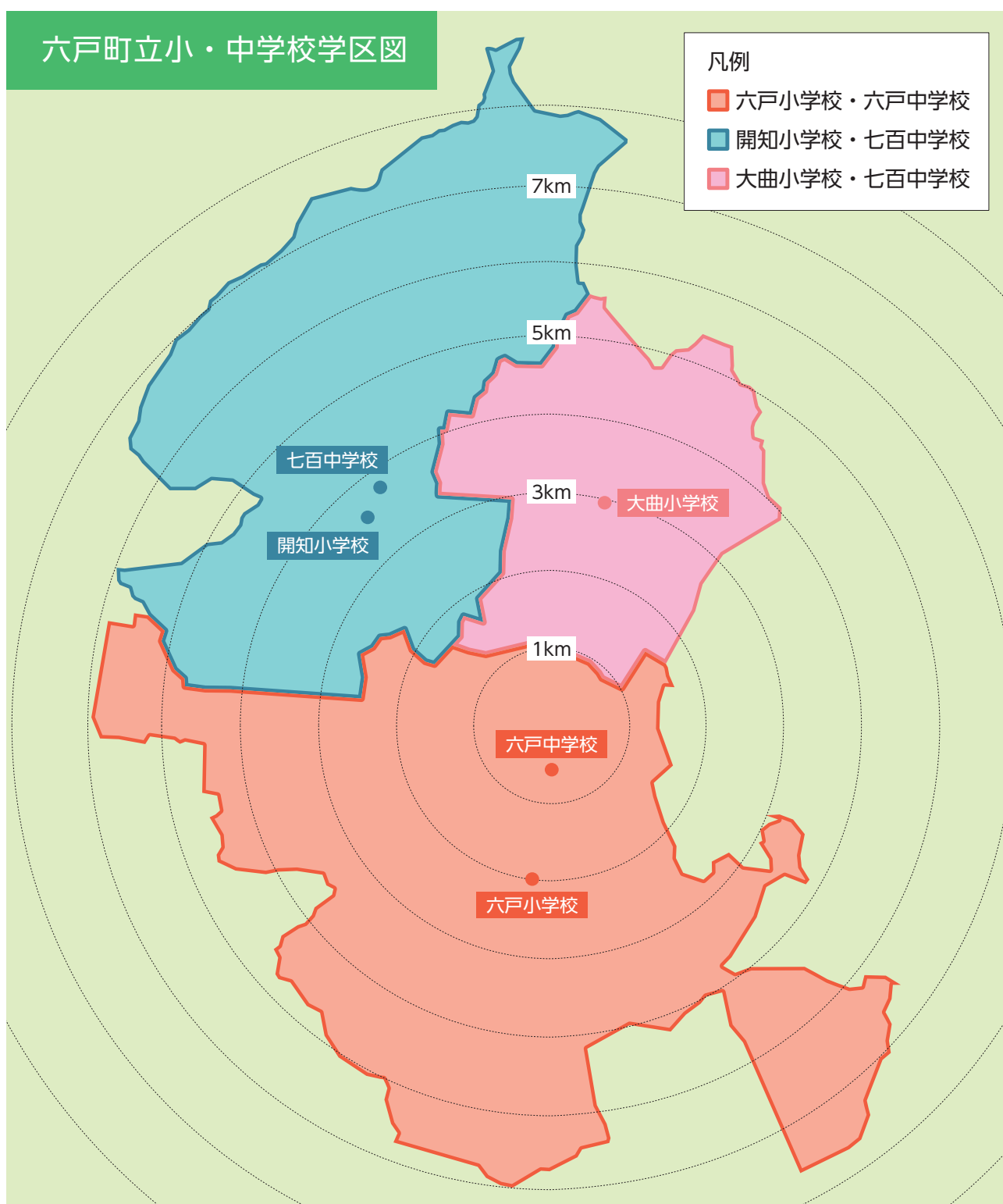
【 開校までの概ねの流れ 】

年 度	計画・設計等	関連検討事項等
令和3年度 (2021年度)	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定	
令和4年度 (2022年度)	新校舎等建設実施設計書作成 現存校舎等解体工事实施設計書作成	校名、校歌、校章、体操着等の検討、教育課程の調査及び検討、コミュニティバス運行計画策定、通学環境の整備に向けた検討
令和5年度 (2023年度)	新校舎等建設工事 現存校舎等解体工事	閉校式、開校式の準備開始、コミュニティバス追加購入 通学路の整備
令和6年度 (2024年度)	新校舎等建設工事 現存校舎等解体工事	閉校式、開校式の準備等
令和7年度 (2025年度)	(仮称) 町立義務教育学校開校	令和7年4月

4-5 学校建設予定地の選定内容及び配置計画

(1) 学校建設予定地の概要

新たに学校を建設する予定地は、町内のどこの居住地からも距離的に大きな偏りがなく、教育関連施設（総合運動公園、文化ホール、B&G 海洋センター、総合体育館）が比較的近距離にある場所として、令和 5 年 3 月に閉校となる青森県立六戸高等学校の跡地とします。また、建設予定地は学校用地として十分な広さを有し、新たな用地取得や造成工事の必要がなく、利用できる状況にあります。



【六戸高等学校周辺状況】



六戸町 GIS マップを使用



(2) 学校配置計画

義務教育学校の新設にあたり基本的な考え方を（ア）～（エ）に示します。

(ア) 六戸高等学校の校舎等の利活用について

新設する義務教育学校の開校当初の普通教室数は、前期課程 21 教室、後期課程 9 教室が必要です。

それに対して六戸高等学校は、普通教室数が最大 9 教室規模で計画された学校であり、現存の校舎を新しい義務教育学校として利活用するには物理的に困難です。また、六戸高等学校は築後 40 年を経過し、経年劣化は否めない状況となっています。

以上のことから、六戸高等学校の校舎及び管理棟、体育館等を解体し、スペースを確保した上で新しい学校を建設します。

(イ) 学校建設における工期及び設計について

令和 5 年 3 月に六戸高等学校が閉校した後、令和 7 年 4 月に義務教育学校を開校するためには、2 年間という限られた期間の中で、解体工事と建設工事を効率よく並行して行う必要があります。

校舎等の設計にあたっては、国庫補助基準面積を基本とし、建設予定地の面積や段差、方角など多角的な視点から検討し、機能的な施設や配置となるよう工夫します。

以上のことから、学校建設にあたっては、現存の校舎を解体しながら並行して新しい学校の建設を進めることとし、現在の陸上競技場と多目的グラウンドにコンパクトで機能的な新しい校舎等を建築し、解体後の跡地にグラウンド及び駐車場を配置します。

(ウ) 図書館について

図書館は、学校図書室と一般住民向けの町立図書館との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間とします。また、セキュリティや一般住民の利便性の観点から校舎とは別棟とし、ランドマークとして学校の正面に配置します。

(エ) 施設配置における安全性への配慮について

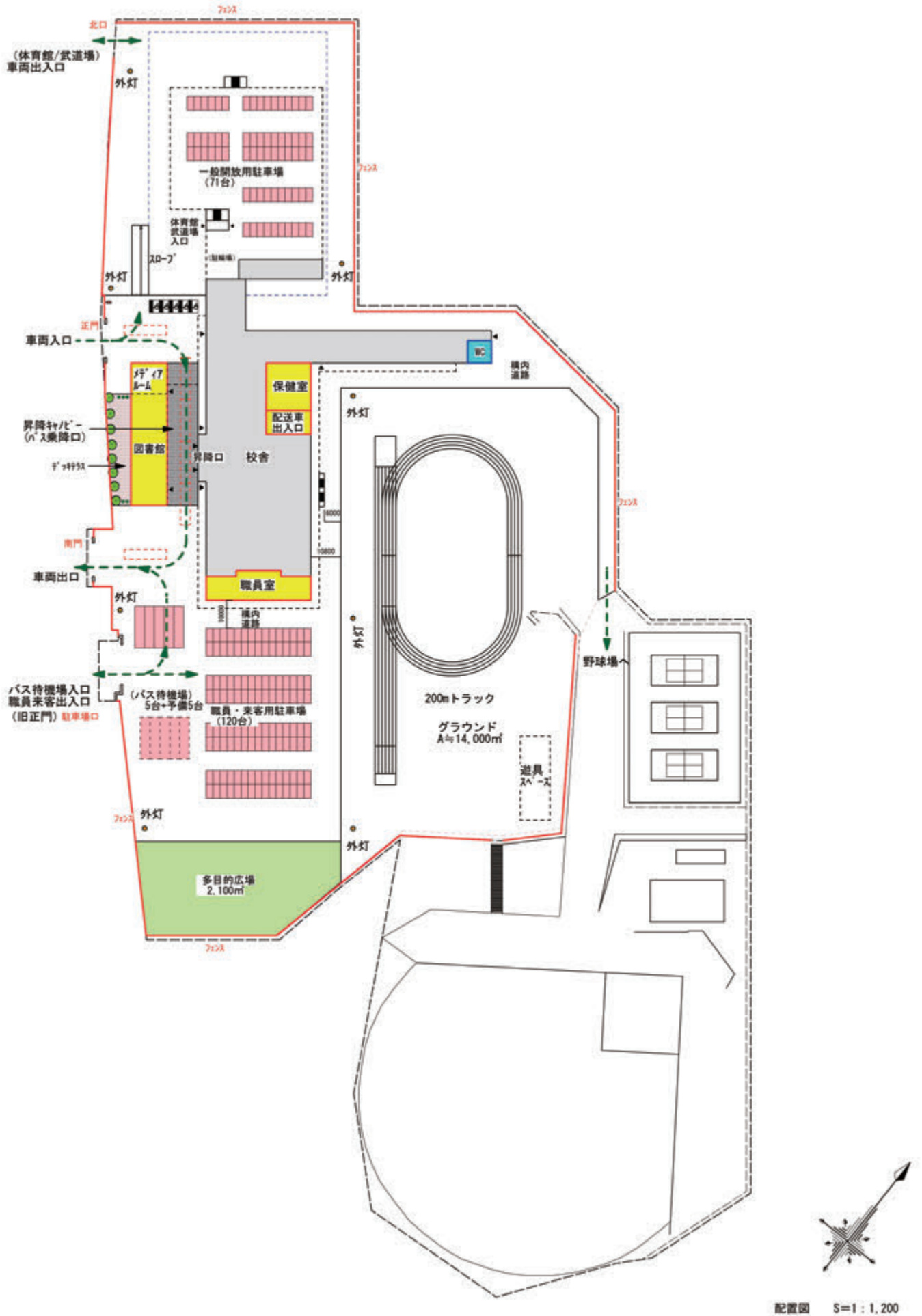
児童・生徒のほとんどは、スクールバスを利用して通学することになります。施設等の配置にあたっては安全性を重視し、特に、児童・生徒の動線とスクールバスやその他の車両の動線が交わらないよう工夫します。

次ページから提示しています教室等の配置計画については、開校年度の児童・生徒数及び教職員数を基本に、町内小・中学校の教職員から要望事項を取りまとめ作成しておりますが、令和 4 年度に作成する実施設計書では、当町の財政状況を考慮し、「国庫補助基準面積を基本」とした詳細設計図を作成したいと考えています。



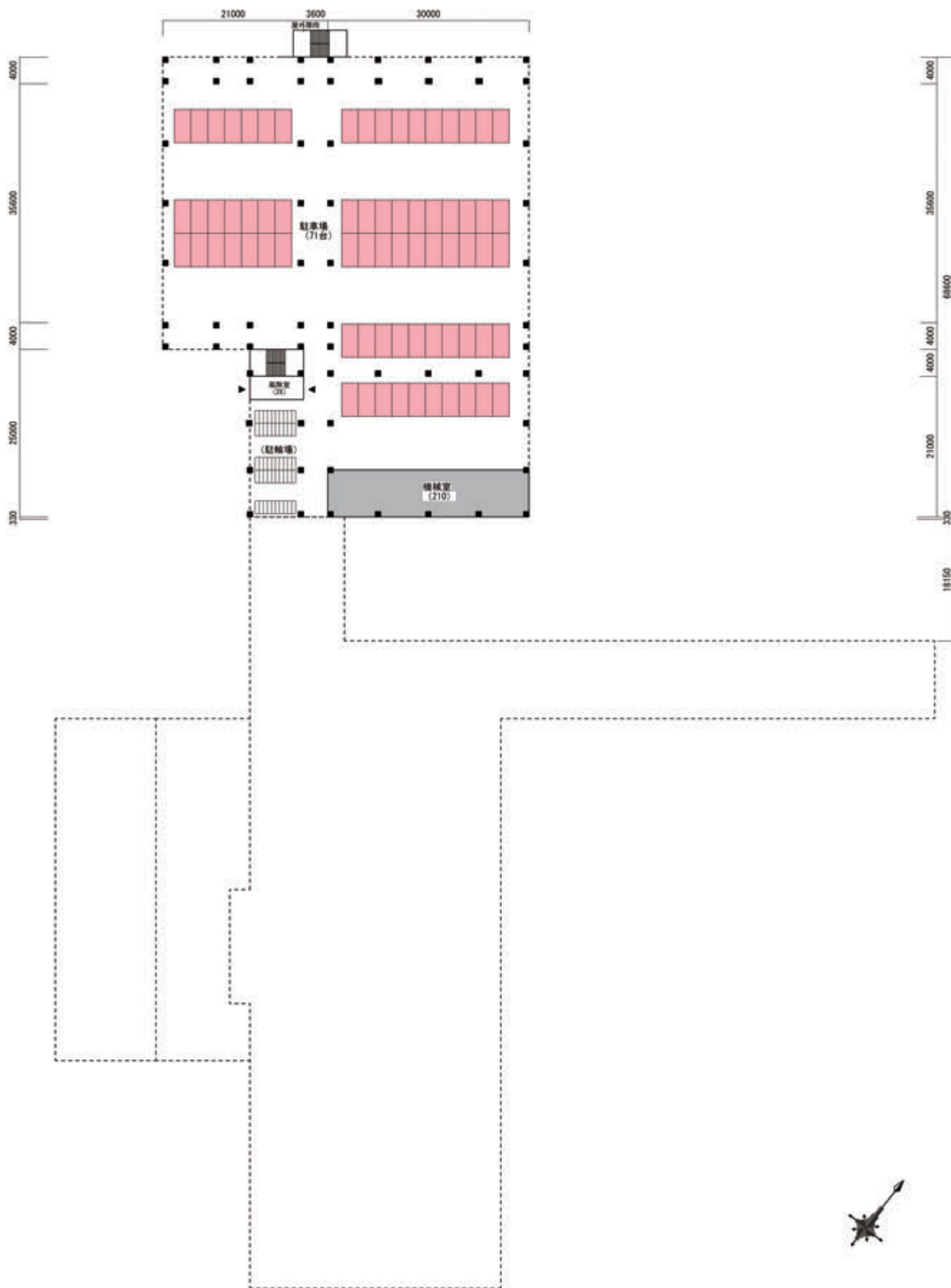
六戸町 GIS マップを使用

【全体位置図】



配置図 S=1 : 1,200

【全体配置図】

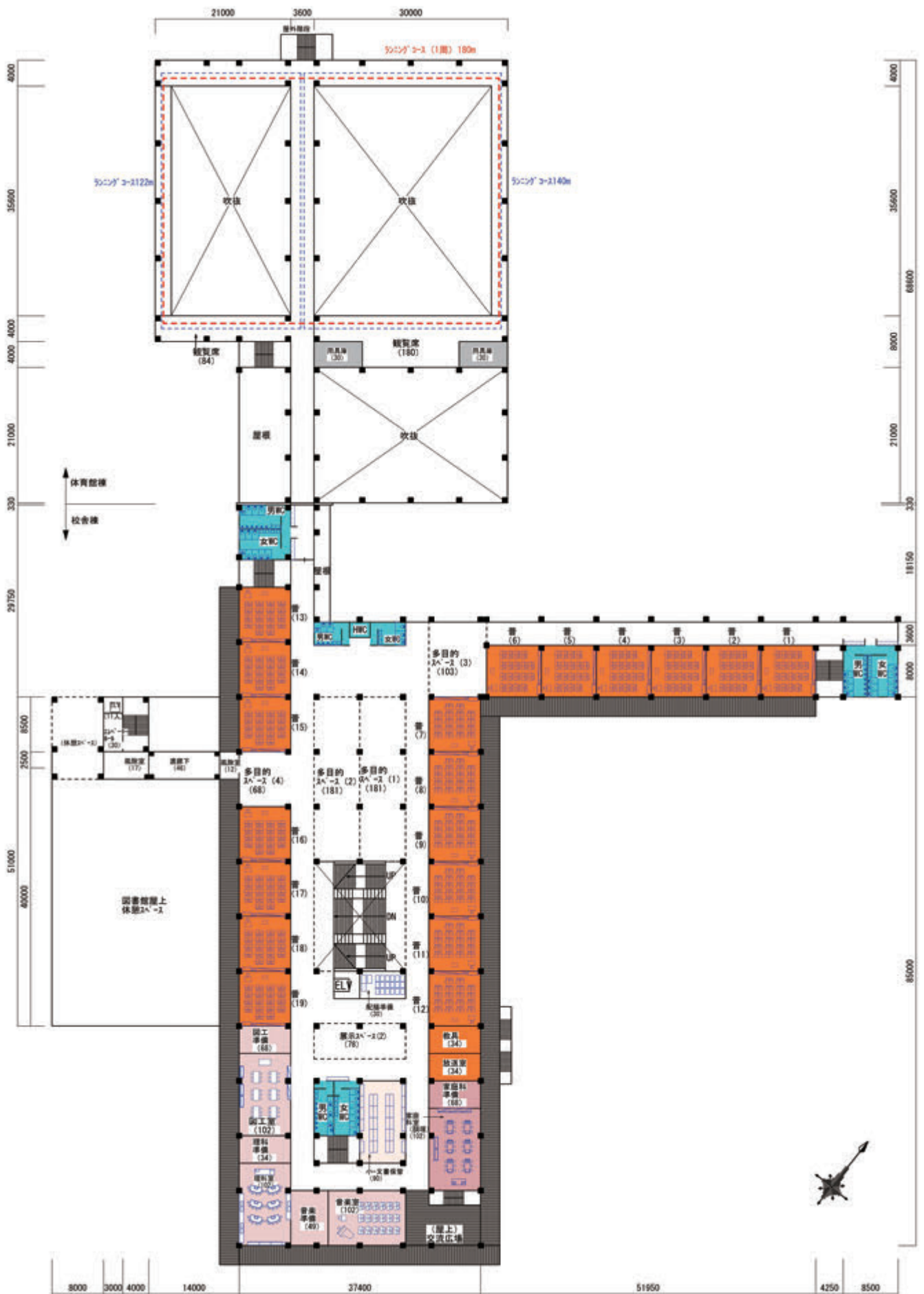


B1階平面図 S=1:500

【地下平面図】

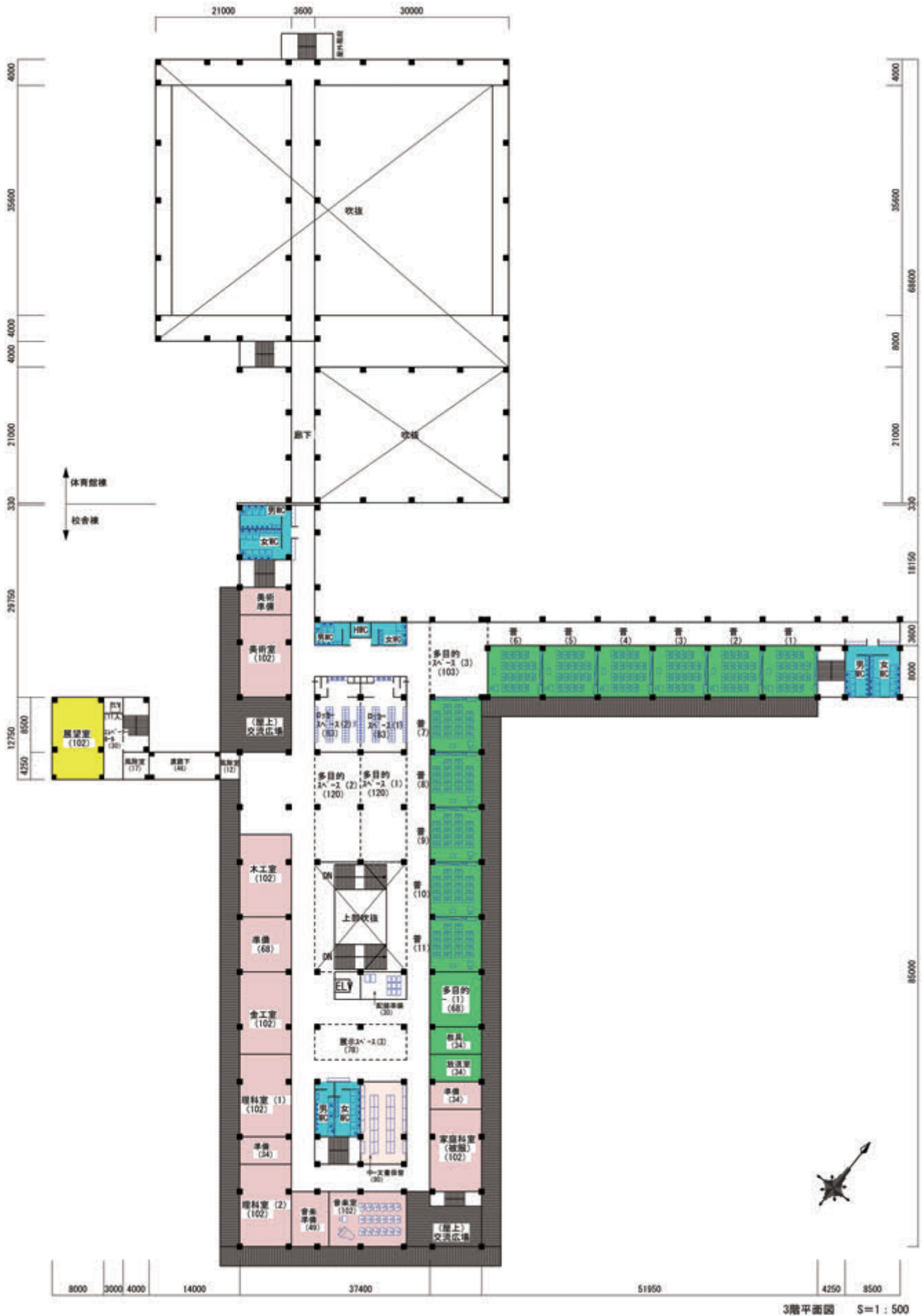


【1階平面図】

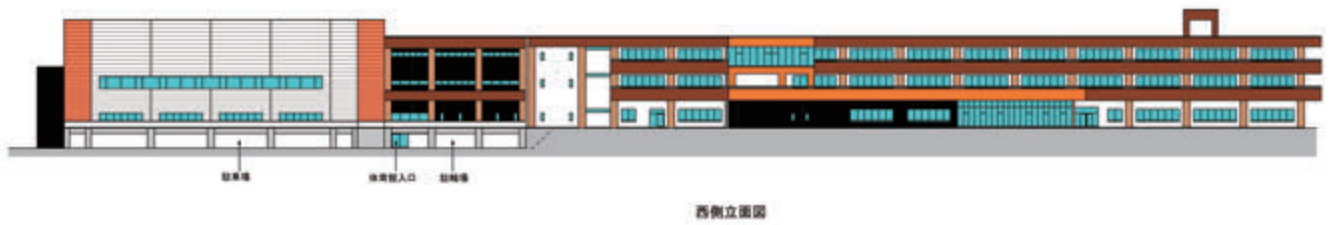


2階平面図 S=1:500

【2階平面図】



【3階平面図】



立面図 1/500

【全体立面図】



【外観イメージ】

4-6 学校建設予定地の法的条件

- (1) 所在地 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字坪毛沢 25 番地 163
- (2) 敷地面積 14,600 m² (建物) 45,400 m² (運動場)
- (3) 用途地域 都市計画区域 (非線引き都市計画区域) 用途地域指定 第一種低層住居専用地域
- (4) 容積率 80%
- (5) 建蔽率 50%
- (6) 関係法令について

各関係法令については、実施設計時に関係部署と再度協議を行うこととします。

① 関連諸法令等

- 学校教育法
- 小学校設置基準
- 中学校設置基準
- 建築基準法・施行法令
- 消防法
- 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
(バリアフリー新法)
- 義務教育諸学校施設費国庫負担法
- 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱
- 文部科学省「中学校設置整備方針」及び「子供達の未来を拓く学校施設整備実施要領」
- 青森県福祉のまちづくり推進条例
- エネルギー使用の合理化に関する法律
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- その他諸法令、諸基準および指導要領

② 建築基準法・同施行令

項目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
道 路	建法42条	北側道路 幅員7m	
用 途 地 域	建法48条	第一種低層住居専用地域	
建 築 物 の 用 途	建法48条別表2 (は) -1	別表2 (い) -4の学校に属する	
容 積 率	建法52条	80%	
建 蔽 率	建法53条	50%	
道 路 斜 線	建法56条別表3 (は)	1.25の斜線規制検討 道路の反対側の境界線から水平距離 35mまでの範囲	
隣 地 斜 線	建法56条	指定なし	
北 側 斜 線	建法56条	1.25の斜線規制に5mを加えた高さ	

②建築基準法・同施行令（続き）

項 目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
日 影 規 制	建法56条の2	軒高>7m又は地上階数 \geq 3	
防 火 指 定	建法61~62条	耐火建築物に適合	
特 殊 建 築 物	建法27条 建法35条 施行令107条	耐火建築物 避難施設(廊下、階段、出入口) 消火施設、排煙設備、非常用照明設置、施設内通路を避難上、消火支障のないようにする	
居室の採光・換気	建法28条	採光：床面積の1/5以上の採光面積 ※緩和基準（照明設備の200lx以上）により教室：1/7、音楽室1/10とすることができる（告示S55第1800号）その他の居室：1/10 換気：居室面積の1/20以上の面積	
天 井 高	建令21条	2.1m以上	
階 段	建令23条 建令24条 建令120条 建令121条	(小学校) 階段及び踊り場の幅140cm以上 蹴上寸法16cm以下 踏面寸法26cm以上 階高3m以内ごとに踊り場の設置 直通階段の設置距離50m以下 (緩和基準により60m以下) 2以上の直通階段の設置必要	
廊 下	建令119条	廊下幅員：両側居室の場合2.3m 片側居室の場合1.8m	
敷 地 内 通 路 防 火 区 画	建令128条 建令112条	1.5m以上確保 耐火建築物 面積区画1,500㎡毎、堅穴区画	
1 1 4 条 区 画	建令114条	防火上主要な間仕切壁については耐火構造とする	
内 装 制 限	建法35条の2 建令128条の4	学校は制限なし ただし、2層吹抜けの防火区画内不燃 採光上、排煙上無窓居室の場合、及び火器使用室は準不燃以上とする	
非 常 用 進 入 口	建令126条の6 建令126条の7	非常用進入口に代わる窓の設置（3階以上）	非常用進入口
排 煙 設 備	建法35条 建令126条の2 建令126条の3	建令126条の2-1-2 学校等に属し不要	
非 常 用 照 明	建法35条 建令126条の4 建令126条の5	建令126条の4-1-3 学校等に属し不要	
避 雷 設 備	建法33条 建令129条の14 建令129条の15	建物高さが20mを超える場合必要	

③都市計画法

項 目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
開発行為の許可	都計法29条	土地の区画形質の変更が3,000㎡以上 (非線引き都市計画区域)	

④青森県福祉のまちづくり条例・同施行規則

特定まちづくり施設に該当し、同条例の適用を必要とします。出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、駐車場、案内表示、歩道等について各基準に従い、計画を行います。

項 目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
出 入 口	幅（解放時有効）80cm以上（直接地上に通じる出入口・EVのかご・昇降路の出入口を除く。） 直接地上に通じる出入口の幅（開放時有効）80cm以上。戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。	
廊 下 等	幅120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置。戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。	
エレベーター 及び乗降ロビー	（床面積2,000㎡以上で階段が5以上に適用） 利用居室、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車施設のある階に停止すること。 かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上。かごの奥行きは135cm以上。 乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上。 かごおよび乗降ロビーに車いす使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置。 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置。 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置。	
敷 地 内 通 路 (屋 外)	幅120cm以上。 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置。 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし。 傾斜路は次に掲げるもの。 ①幅120cm以上。 ②勾配1/20以下。 ③手すりの設置。 ④両側に側壁または立ち上がりの設置。 ⑤始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置。 排水溝等を設けない。設ける場合は車いす使用者等の通行に支障のないもの。	
主 要 な 階 段	手すりの設置。 表面は粗面、または滑りにくい仕上げ。 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能。 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造。主たる階段は回り階段でないこと。階段の幅120cm以上。	

④青森県福祉のまちづくり条例・同施行規則（続き）

項 目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
傾 斜 路	幅120cm以上（階段に併設する場合90cm以上）。勾配1/12以下。 高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。 両側に側壁または立ち上がりの設置。 始点、終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置。	
便 所	次に掲げる基準に適合する便所を1以上設置（男女別は各1） ・車いす使用者用便房を1以上設置。	

⑤消防法・同施行令

項 目	問題点の有無・関連内容の要約	備考
用 途 区 分	小学校・中学校（施行令別表第1（七））	
消 火 器 具	必要（歩行距離20m以内に設置する。）	
屋 内 消 火 栓	必要（延床面積1,400㎡以上で必要） ※主要構造部耐火構造（25m以内）	
自動火災報知設備	必要	
消防機関へ通報する火災報知設備	必要（延床面積1,000㎡以上で必要） 固定電話にて対応	
非 常 警 備 設 備	非常放送設備は設置。 ※自動火災報知設備の設置範囲は設置免除。	
避 難 器 具	必要（3階）収容人数200人ごとに1ヶ所 ※階段設置条件により緩和あり	
誘 導 灯	不要	
凍 結 散 水 設 備	不要	

⑥高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

→特定建築物に該当し、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務あり。

⑦建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

項 目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
登録基準等	第41条	2,000㎡以上の学校は適合義務あり。 省エネルギー適合性判定対象。	

⑧建築物における衛生的環境の確保に関する法律

項 目	法令等条文番号	問題点の有無・関連内容の要約	備考
衛生的な環境の確保	第2条、第4条	8,000㎡以上の学校は環境衛生上良好な 状態を維持するのに必要な措置を施す。	

4-7 スクールバス運行計画

現在町民バスは、役場を中心に、金矢方面、高森・根古橋方面、小松ヶ丘方面、折茂方面、長谷・米沢方面、鶴喰・小平方面への6系統の路線図で運行しています。

令和7年4月開校時に児童・生徒専用のスクールバスとして、現在と同じ方法で一斉に登校することを想定した場合、令和3年度数値の小学校児童583名と中学校生徒246名で合計829名を一度に送迎するには、町所有のバスの乗車定数は合計で596名（中型バス11台×乗車定員44名、小型バス4台×乗車定員28名）となり、差し引くと233名が乗車することができなくなります。

全ての児童・生徒を一斉に乗車させるためには、新たに5~6台の中型バスを準備しなければなりません。現在町所有の中型バス（平成12年度購入3台）の老朽化が進んでいる状況にあり更新が必要な時期であることから、単年度における財政負担を考慮すると新たにバスを購入することは現実的ではないと考えられます。

このようなことを踏まえ、現在のスクールバスの停留所をそのまま使用し、町民バスを「役場⇒学校」、「学校⇒役場」を拠点に町内を巡回するコミュニティバスとして運行し、さらに中学生の部活動にも対応していく方が望ましいと考えます。

ただし、放課後児童クラブ（なかよし会）への送迎については、安全面を考慮し専用の送迎バスを運行するべきであると考えます。

したがって、六戸町立小・中学校最適化基本計画により、六戸高等学校に新たに義務教育学校を建設した場合のスクールバスの運行については、町所有のバスの台数（中型バス11台、小型バス4台）を基本に、学校敷地内に停留所と回転場所を設け、令和4年度に現在のダイヤを大幅に見直し、巡回型のコミュニティバスを運行することを検討していきます。

また、留意すべき事項としては、行き先、停留場所、停車位置、停車時刻、停留所における乗車数などが考えられます。

第5章

基本計画の推進にあたって

5-1 新たな学校に付加する機能

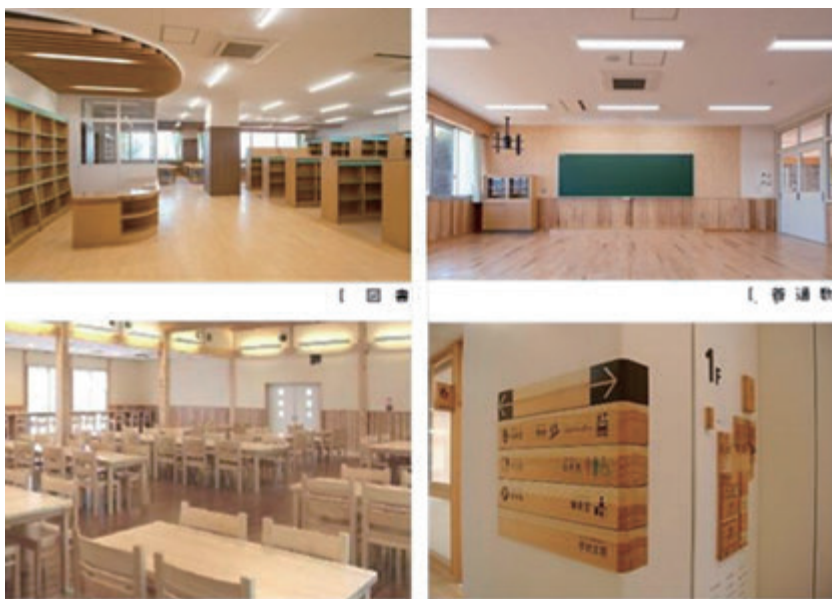
(1) 新設図書館の設置検討

一般住民へ開放する建物としては、最も利用する可能性が高いと考えられる施設として、図書館が考えられます。児童・生徒と共用できる書架を保有することや、就学前の子どもが学校施設に早くから慣れ親しむことを可能にするため、新たに設置する学校へ新設の図書館を設置します。

また、現在の図書館については、昭和58年の建設であり、38年を経過していることも含め、新たに建設することとします。

(2) 内装木質化について

校舎内は積極的な木質化により木の温もりのある教育環境として整備するとともに、地域産木材や県産木材の活用を図ります。



(例) 内装材を木質化したイメージ

(3) 防災性・避難所機能強化について

新たな学校敷地は今後避難施設に指定されることが予測されますので、土砂災害への対策を考慮しつつ、避難所としての活用を検討します。

地域の避難所となる学校施設として、校舎の建設位置をはじめ、体育館など各施設との連携強化を図った配置計画とします。

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」(文部科学省)より、災害発生時から学校機能再開時まで、避難所として学校施設に必要とされる整備項目に配慮した計画とします。

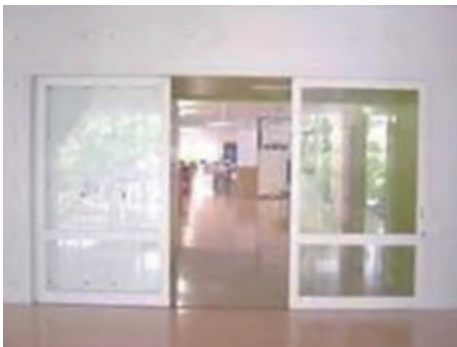
大地震後も構造体が大きな補修をすることなく建物を使用できる耐震性を確保する計画とします。(耐震安全性Ⅱ類※建築基準法の1.25倍)

社会的状況	応急避難場所機能	求められる機能	本提案での考え方
①救命避難期 (発生直後～避難)	児童生徒の安全確保地域住民の学校への避難	広く安全な一時避難場所 分かりやすい動線	明快な動線計画による避難経路の確保 アクセスしやすい短く単純な動線計画
②生命確保期 (避難直後～数日程度)	応急避難場所の開設・ 管理運営	基本的な生活条件の 確立 救助物資の仕分・分配	対策本部、防災倉庫、保健室、体育館などと連携する配置計画
③生命確保期 (発災数日後 ～数週間程度)	自治組織の立上げ ボランティア活動	炊き出しへの対応 高齢者・障害者・乳幼児などへの対応	避難者の需要に合わせた部屋の 用途転用
④学校機能再開期 (発災数週間後 ～数か月程度)	学校機能の再開仮設住宅の建設	学校機能と交流館機能、避難所機能の 共存	明快なゾーニング明快な安全区画

5-2 地域利用及びコミュニティ・スクール

屋内運動場開放等のスポーツ競技利用に加え、交流スペース等の地域開放も考慮した施設構成とします。またコミュニティ・スクール（保護者や地域の方々の学校運営への参加）の推進にも配慮した室を配置し、地域とのつながりを意識した計画とします。

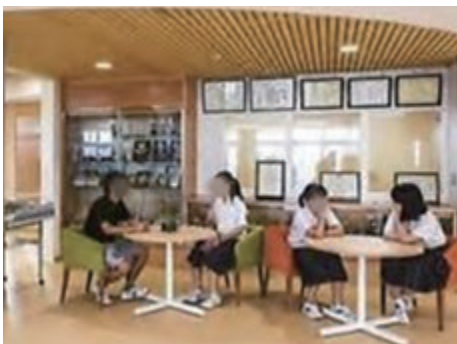
- ・ 地域開放エリアに PTA 関係室を設置
- ・ 開放区画が可能なゾーニング（区画間仕切りの設置）計画
- ・ 地域利用玄関の設置



(例) 区画間仕切りのイメージ



(例) PTA 関係室のイメージ



(例) 地域ラウンジのイメージ



(例) 地域開放玄関のイメージ

5-3 放課後児童クラブ

当面は、六戸児童館と七百児童館、大曲小学校学童保育所を使用していくことが望ましいと考えます。また七百児童館については、建物の老朽化が進んでいる状況から閉校後の開知小学校を再利用することを検討していきます。

5-4 閉校後の学校施設活用

学校再編後の閉校跡地の活用については、今後地域住民の方々のご意見等を伺いながら、十分な協議を行っていく必要があります。

本計画では他の事例を提示することで、今後の検討の参考資料とします。

全国の公立小・中・高等学校等における廃校後の主な活用用途

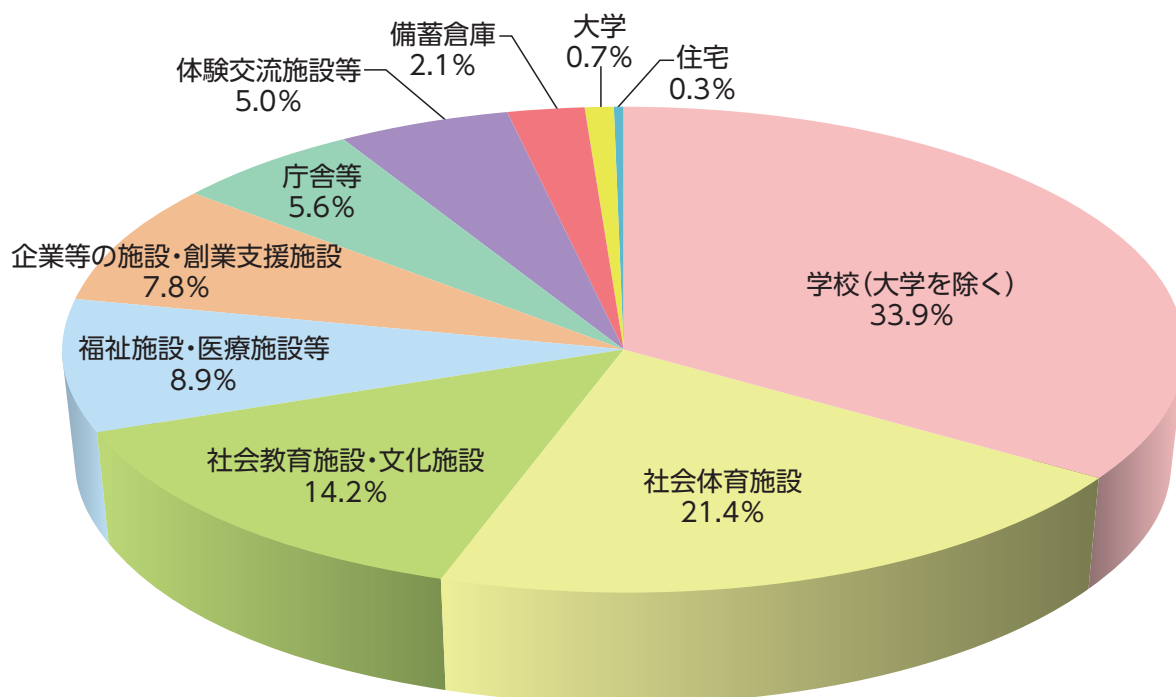
○公立小・中・高等学校等における用途別の廃校活用の割合

文科省により、公立小・中・高等学校等を対象とした廃校活用実態調査が行われています。

平成 28 年度における全国の廃校活用用途の割合を下記に示します。

廃校活用の用途別の割合は、学校（教育・研究拠点等）、社会体育施設（スポーツセンター等）、社会教育施設（公民館、生涯学習センター等）が多くの割合を占めており、次いで福祉施設などの用途となります。

他の学校機能へと転用する事例も多いですが、教室等の単位空間が規則的に並ぶ空間構成を応用した活用事例も多くみられ、研修や宿泊施設への活用が挙げられます。また、体育館等の施設もイベント等に積極的に活用されています。



〈平成 28 年 文科省「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」(パンフレット) より〉

【青森県内における廃校活用の事例】

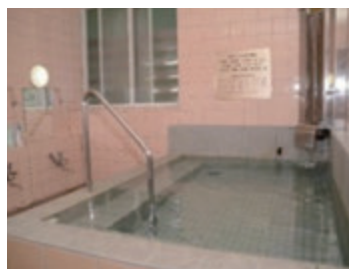
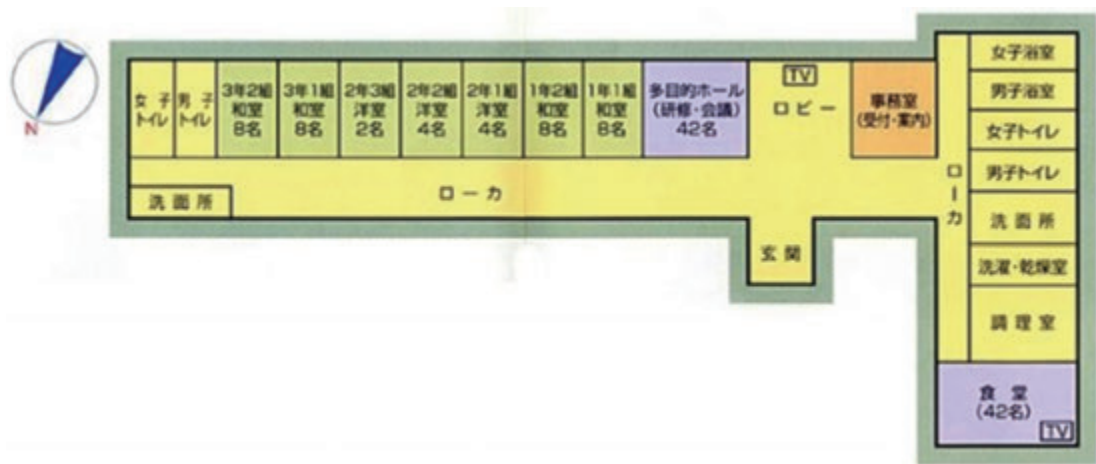
◇参考事例 1 : 「海峡の家ほろづき」(今別町)

旧学校名 : 袈月中学校 1994 年廃校

現施設名 : 「海峡の家ほろづき」

所在地 : 東津軽郡今別町大字袈月字村下 70

現施設形態 : 宿泊施設として、体験学習やレクリエーション等に活用



◇参考事例 2 : 「ニツ森貝塚館」(七戸町)

旧学校名 : 天間東小学校 (2019 年閉校)

現施設名 : 「ニツ森貝塚館」

所在地 : 上北郡七戸町字鉢森平 181-26

現施設形態 : 史跡ニツ森貝塚の出土品等の展示資料館として活用



◇参考事例 3 : 「ごのへ郷土館」(五戸町)

旧学校名 : 豊間内小学校 (2014 年閉校)

現施設名 : 「ごのへ郷土館」

所在地 : 三戸郡五戸町大字豊間内字五ヶ久保 3-1

現施設形態 : 五戸町の歴史・文化を振り返ることができる展示資料館として活用。地域で運営するコミュニティ市や館内カフェコーナーは地域間交流の場としても利用



◇参考事例 4 : 「小牧野遺跡保護センター（縄文の学び舎・小牧野館）」（青森市）

旧学校名 : 野沢小学校（2012年閉校）

現施設名 : 「小牧野遺跡保護センター（縄文の学び舎・小牧の館）」

所在地 : 青森市大字野沢字沢部 108-3

現施設形態 : 小牧野遺跡の出土品の展示や保管、遺跡に関する情報発信など、
小牧野遺跡保護の拠点として利用



5-5 開校へ向けた実施計画

(1) 計画の趣旨

六戸町は、町立小・中学校を一つにした施設一体型の義務教育学校を青森県立六戸高等学校跡地に建設します。本計画は、六戸町立小・中学校最適化基本計画を踏まえ、令和7（2025）年4月に義務教育学校の開校に向けて、学校経営・学校運営、条例・規則等の改正及び施設設備等における整備内容とそのスケジュールを決め、計画的に整備を推進します。

(2) 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間とします。

(3) 学校経営・学校運営

1 整備内容

①学校経営・学校運営の基盤となること

- 学校経営方針（教育目標、教育方針）の検討、決定
- 教育課程編成の基本方針の検討、決定
- 学校組織及び校務分掌の在り方の検討、決定
- 学校要覧及び経営要覧の作成
- 指導要録及び諸帳簿、通知表の作成
- 学則の作成
- 学校リーフレット、学校ホームページの作成

②教育課程編成

- 時間割表の検討、決定
- 学校行事等の検討、決定
- 年間行事予定の検討、決定
- 教科経営方針の検討、決定
- 各教科等年間指導計画の作成
- 〈初期課程〉1年～4年
- 〈中期課程〉5年～7年
- 〈後期課程〉8年～9年

国語・書画、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、
道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

国語・書画、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語、
道徳、総合的な学習の時間、特別活動

- 各種教育の方針及び全体計画の作成

道徳教育、道徳教育の別業、特別活動、総合的な学習の時間、人権教育、

キャリア教育、情報教育、環境教育、健康教育、安全教育、
特別支援教育、福祉教育、国際理解教育、図書館教育等

- テスト、定期考査及び評価計画の検討、決定
- 生徒指導方針及び規約の検討、決定
- 児童会・生徒会方針及び規約、専門委員会等の検討、決定
- 部活動指導方針及び組織の検討、決定

③連携

- 保護者住民説明会の開催
- 必要に応じて各種アンケート調査の実施
- （仮称）本部会、開校推進委員会の開催
- 学校連絡会議（校長・PTA・教育委員会）の開催
- 学校運営協議会の体制整備

④その他

- 校名の選定
- 校歌の作成
- 校章の作成
- 制服、体育着の選定
- 学用品（通学用カバン、体育館シューズ、上履き等）の選定
- 生徒手帳、名札等の作成
- PTA 規約及び組織の検討、決定
- 通学路の検討、決定
- 引越計画の作成
- 先進校の視察の実施

2 スケジュール

年度	月	整備内容
2021	5、6	六戸町立小・中学校の今後の教育の在り方に係る住民説明会（各小・中学校参観日、各小学校区、保育園、幼稚園）
2021	7	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定専門委員会開催（第1回）
2021	7	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会開催（第1回）
2021	7	小中一貫校先進地視察（宮城県）
2021	9	第1回六戸町総合教育会議
2021	11	義務教育学校先進地視察（茨城県）・小中一貫校先進地県内視察

年度	月	整備内容
2021	11	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会開催（第2回）
2021	12	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定専門委員会開催（第2回）
2022	1	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会開催（第3回）
2022	2	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定専門委員会開催（第3回）
2022	2	六戸町立小・中学校最適化基本計画の議会説明
2022	3	六戸町立小・中学校最適化基本計画策定
2022		学校経営方針（教育目標、教育方針）の検討開始
2022		教育課程編成等の基本方針検討開始
2022		コミュニティバス及び通学路等の検討開始
2022		学校行事、学年行事の検討
2022		学校行事等の方針決定
2023		生徒指導方針、教育相談方針、部活動指導方針及び組織、児童会・生徒会方針及び規約の検討
2023		PTA規約及び組織検討開始
2023		（仮称）校名選定委員会発足
2023		（仮称）制服選定委員会発足
2023		（仮称）体育着選定委員会発足
2023		校名仮決定
2023		校歌、校章の作成開始

年度	月	整備内容
2024		制服及び体育着の決定
2024		校歌、校章の決定
2024		備品購入に係る基本方針、基本計画の策定
2024		引越計画の作成
2024		教科経営方針、各教科等年間指導計画等、テスト、定期考査及び通知表、年間行事予定の検討
2024		教育課程編成部会の組織及び検討
2024		評価検討部会の組織及び検討
2024		年間行事検討部会の組織及び検討
2024		指導要録、諸帳簿、通知表、時間割表の作成
2024		学校行事の検討及び決定
2024		学校要覧、経営要覧、学則の作成
2024		学校リーフレット及びホームページの作成
2024		施設設備、学校備品の検討及び決定
2024		教材備品、校旗、校歌掲示板の検討及び決定
2024		学用品、生徒手帳、名札等の検討及び決定
2024		学校運営協議会の体制整備
2024		教育課程編成終了
2024		入学予定者説明会
2024		新しい学校の見学会

年度	月	整備内容
2024		PTA規約及び組織の決定
2024		通学路の決定
2024		引越作業
2024		備品等搬入
2024		閉校準備、閉校式典等
2024		開校準備、開校記念式典・始業式・入学式準備
2025	4	(仮称) 町立義務教育学校開校記念式典
2025	4	1学期始業式
2025	4	入学式

(4) 条例・規則等の改正

整備確認内容

- 六戸町立学校設置条例
- 六戸町学校建設基金条例
- 六戸町学校教育指導アドバイザー設置要綱
- 六戸町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
- 六戸町立学校の就学指定校の変更及び区域外就学に関する取扱要綱
- 六戸町立小中学校事務共同実施組織運営規程
- 六戸町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱
- 六戸町学校運営協議会の設置等に関する規則
- 六戸町立小学校及び中学校の教職員の服務等に関する規程
- 六戸町立中学校部活動指導員の設置等に関する規則
- 六戸町学校教育活動支援員設置要綱
- 六戸町学校教育指導室支援員設置要綱
- 六戸町立学校職員安全衛生管理規程
- 六戸町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則
- 学校における医療的ケアに準ずる行為に係る実施要項
- 六戸町学校給食費徴収に関する規則
- 六戸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

5-6 開校準備委員会（仮称）の設置

（仮称）六戸町立義務教育学校開校準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 六戸町立義務教育学校の開校に当たり必要な事項を調査・検討するため、六戸町立義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（用語）

第2条 この要綱において義務教育学校とは、小学校と中学校を統合し、義務教育9年間を見通した教育を行う学校とする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 対象地区内の小学校及び中学校の統合準備に関すること。
- (2) 義務教育学校の建設に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校の保護者代表
- (2) 小・中学校職員
- (3) 小・中学校の通学区域の地域住民代表
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、統合の日までとする。

- 2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。
- 3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。
- 4 委員の報酬は、予算の範囲内とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (専門部会)

第8条 委員会は、所掌事項の推進のため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

別表 (第8条関係)

部会名	委員	検討事項
総務・通学部会	学校関係者職員 PTA代表 地域代表者	1 学校名称、校則等（校章、校歌、校訓）制服の有無、式典事業等に関する事 2 通学体制（通学路、通学方法、安全対策、スクールバス等）に関する事 3 その他、総務・通学部会に属する事項
学校運営部会	学校関係者職員	1 教育課程等、学校行事、児童会及び生徒会、交流学习等に関する事 2 設備備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関する事 3 統合校への移転計画に関する事 4 その他、学校運営部会に属する事項
P T A 部 会	学校関係者職員 PTA代表	1 PTA組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画）に関する事項 2 その他、PTA部会に属すること

六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 六戸町における児童・生徒数の推移を踏まえ、六戸町立小・中学校の将来を展望した学校の在り方について、六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等に関する基本方針（令和3年2月教育委員会策定）に基づき、幅広い見地から検討し、六戸町立小・中学校最適化基本計画(以下「基本計画」という。)を策定することを目的に、六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、調査及び検討を行い、次に掲げる事項について協議する。

- 一 小中一貫教育の組織・制度及び施設の形態に関すること。
- 二 小中一貫教育の教育課程（特色ある教育）に関すること。
- 三 学校設置の場所、施設・設備に関すること。
- 四 スクールバスに関すること。
- 五 その他基本計画策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、25名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 学校関係団体等から推薦を受けた者
- 三 その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 審議会委員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げないこととする。

- 2 審議会委員が欠けた場合における補欠審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。3 特定の地位又は職により委嘱又は任命された審議会委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、審議会委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、審議会委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席審議会委員の過半数でこれを決し、可否に対し同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて審議会委員以外の者を会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 審議会委員の報酬は、日額 2,200 円とする。

(費用弁償)

第8条 審議会委員の費用弁償は、六戸町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年六戸町条例第8号）に定める額とする。

(傍聴)

第9条 審議会の傍聴に関しては、六戸町教育委員会傍聴人規則（昭和56年六戸町教委規則第5号）を準用する。

(専門委員会)

第10条 審議会は、第2条に規定する所掌事項について、調査検討及び基本計画の策定を行うため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第11条 審議会委員は、職務上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

六戸町立小・中学校最適化基本計画策定審議会委員

篠塚	明彦	(弘前大学教育学部附属学校統括校長)
内山	幸治	(上北教育事務所新採用拠点校指導員上北小学校所属)
福寿	邦彦	(上北教育事務所新採用拠点校指導員北園小学校所属)
中山	信義	(上北教育事務所再任用教諭三沢第一中学校所属)
長谷川	光治	(元三本木高等学校・三本木高等学校附属中学校校長)
山内	亮悦	(六戸小学校校長)
三上	菜穂子	(開知小学校校長)
畑山	ゆかり	(大曲小学校校長)
秋元	辰一	(六戸中学校校長)
見友	健二	(七百中学校校長)
山内	寿幸	(六戸小学校 PTA 会長)
藤村	真	(六戸小学校学校運営協議会委員)
蹴揚	敏哉	(開知小学校 PTA 会長)
金沢	隆行	(開知小学校学校運営協議会委員)
田中	千尋	(大曲小学校 PTA 会長)
北川	茂志	(大曲小学校学校運営協議会委員)
川村	秀典	(六戸中学校 PTA 会長)
吉田	和彦	(六戸中学校学校運営協議会委員)
下田	真悟	(七百中学校 PTA 会長)
白井	純一郎	(七百中学校学校運営協議会委員)
高坂	茂	(議会総務常任委員会副委員長)
松橋	一男	(議会総務常任委員会委員)

発行：六戸町教育委員会 教育課(図書館内)

〒039-2371 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 61

電話番号:0176-55-4587 FAX 番号:0176-55-5405



六戸町